

■変更について

- ①基本的には、現行航空局ガイドラインの記載内容を踏まえつつ、平成30年3月に改訂された国交省ガイドラインの内容及び表現を採用する。ただし、鉄道駅に特化した内容などは採用しない。
- ②整備内容を「移動等円滑化基準に基づく整備内容」「標準的な整備内容」「望ましい整備内容」の3段階とする。（現行のガイドラインは「標準的な整備内容（基準の内容を含むもの）」「望ましい整備内容」の2段階）
- ③空港を取り巻く環境の変化やアンケート調査・現地調査の結果等を踏まえて整備内容、参考、コラムを追加 <緑セル>

①移動等円滑化された経路						NO		
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン			
移動等円滑化された経路	考え方	41	経路については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駐車場や他の公共交通機関など外部から空港旅客施設内へ、そして必要な手続き等を行い、機内等に円滑に移動できるよう、また降機以降も同様に円滑な移動ができるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。旅客移動について最も一般的な経路(主動線)をバリアフリー化するとともに、主動線が利用できない異常時も勘案し、バリアフリー化された経路(以下「バリアフリー経路」という。)を複数確保することが望ましい。	経路については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駐車場や他の公共交通機関など外部から空港旅客施設内へ、そして必要な手続き等を行い、機内等に円滑に移動できるよう、また降機以降も同様に円滑な移動ができるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。旅客移動について最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化するとともに、主動線が利用できない異常時も勘案し、移動等円滑化された経路(以下「移動等円滑化経路」という。)を複数確保することが望ましい。	国交省ガイドラインに合わせて表現を一部修正。 バリアフリー化⇒移動等円滑化		1	
	経路確保の考え方			◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。		◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。		2
				※公共用通路とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。		※公共用通路とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。		3
				◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。		◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。		4
				◎乗降場間の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。	乗降場間の乗継ぎに要する経路は、ゲート間の経路を指すとの解釈。	◎乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。		5
				◎主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。		◎主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。		6
		41	○駐車場や他の公共交通機関などの空港旅客施設への来訪手段から、航空機に乗り込むまでの動線(乗り継ぎ経路を含む)及び駐車場や降機後の他の公共交通機関までにおいて、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)をバリアフリー化する。	○駐車場や他の公共交通機関などの空港旅客施設への来訪手段から、航空機に乗り込むまでの動線(乗り継ぎ経路を含む)及び駐車場や降機後の他の公共交通機関までにおいて、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化する。	国交省ガイドラインに合わせて表現を一部修正。 バリアフリー化⇒移動等円滑化	○公共用通路との出入口と各乗降場を結ぶ乗降経路において、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化する。		7
						○各乗降場間を結ぶ乗継ぎ経路において、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化する。		8
				○主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。	国交省ガイドラインの鉄道駅に関する内容(「規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあっては」)は削除。	○規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあっては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。		9
						○利用者数に限らず、病院、障害者施設等の周辺施設の状況や高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して移動等円滑化された経路を確保する。		10
				○移動等円滑化された出口までの経路を分かりやすく明示する。		○移動等円滑化された出口までの経路を分かりやすく明示する。		11
					【削除】 ○線路によって地域が分断されている場合など、離れた位置に複数の出入口があり、それぞれの出入口の利用者数が多く、それぞれの出入口からの経路案内が利用者から期待される場合は、その全ての主要出入口から移動等円滑化された経路を確保する。			

			○公共用通路との出入口を移動等円滑化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路出入口までの移動等円滑化された経路の案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗り換えルートについても同様とする。		○公共用通路との出入口を移動等円滑化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路出入口までの移動等円滑化された経路の案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗り換えルートについても同様とする。	12
	41	◇他の経路及び施設見学者や見送り等の人のための動線に関しても可能な限りバリアフリー化することが望ましい。	◇他の経路及び施設見学者や見送り等の人のための動線に関しても可能な限り <b>移動等円滑化</b> することが望ましい。	<b>国交省ガイドラインに合わせて表現を一部修正。</b> <b>バリアフリー化⇒移動等円滑化</b>	◇他の事業者の旅客施設(他の交通モードのものを含む。)との乗継ぎ経路についても、必要な調整を行うこと等により移動等円滑化することが望ましい。	13
				<b>鉄道駅特有の内容であるため採用しない。</b>	<b>【鉄道駅】</b> ◎線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、利用状況、出入口の設置状況その他の鉄道駅の状況を勘案して高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと当該鉄道駅の所在を管轄する地方運輸局長が認める場合についてはこの限りではない。	14
垂直移動設備の優先順位			◎移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のもの)をもってこれに代えることができる。		◎移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のもの)をもってこれに代えることができる。	15
	41	○車椅子使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。	○車椅子使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。		○車椅子使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。	16
			◎ <b>空港</b> 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が <b>空港</b> 旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、当該施設の傾斜路又はエレベーターを活用することができる。なお、それら傾斜路又はエレベーターは、本ガイドラインに記載された内容を満たしているものに限る。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。	<b>他の施設のエレベーターの利用については、今後の設置可能性も加味し記載</b>	◎旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、当該施設の傾斜路又はエレベーターを活用することができる。なお、それら傾斜路又はエレベーターは、本ガイドラインに記載された内容を満たしているものに限る。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。	17
			○隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内することとする。	<b>同上</b>	○隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内することとする。	18
明るさの確保			○移動等円滑化された経路は、高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮するとともに、羞明や夜盲症など様々な見え方があることを考慮する必要がある。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。また、節電時においても通行の安全性が確保できるよう配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110Iに示された照度を参考とする。		○移動等円滑化された経路は、高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮するとともに、羞明や夜盲症など様々な見え方があることを考慮する必要がある。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。また、節電時においても通行の安全性が確保できるよう配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110Iに示された照度を参考とする。	19
工事期間中の経路確保の考え方	41	○工事等の実施によりバリアフリー経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。 ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。 ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。 ・バリアフリー経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置を講ずることが望ましい。 ・夜間の利用に配慮し、屋外のバリアフリー迂回路等においても十分な明るさを確保するよう照明に配慮する。 ・工事範囲の工事仮設物等により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ・工事仮設物等を設置する際には、視覚障害者が白杖で感知できないような隙間を設けないよう配慮する。 ・工事期間中は旅客の安全な移動に配慮する。	○工事等の実施により <b>移動等円滑化</b> された経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。 ・工事期間中は旅客の安全な移動に配慮する。 ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。 ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。 ・ <b>移動等円滑化</b> された経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置を講ずるよう配慮する。 ・夜間の利用に配慮し、屋外の移動等円滑化された迂回路等においても十分な明るさを確保するよう照明に配慮する。 ・工事範囲の工事仮設物等により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ・工事仮設物等を設置する際には、視覚障害者が白杖で感知できないような隙間を設けないよう配慮する。	<b>国交省ガイドラインに合わせて表現を一部修正。</b> <b>バリアフリー化⇒移動等円滑化</b>	○工事等の実施により移動等円滑化された経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。 ・工事期間中は旅客の安全な移動に配慮する。 ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。 ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。 ・移動等円滑化された経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置を講ずるよう配慮する。 ・夜間の利用に配慮し、屋外の移動等円滑化された迂回路等においても十分な明るさを確保するよう照明に配慮する。 ・工事範囲の工事仮設物等により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ・工事仮設物等を設置する際には、視覚障害者が白杖で感知できないような隙間を設けないよう配慮する。	20



②空港旅客施設への出入口					21	
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	
考え方	43	空港旅客施設への出入口については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、駐車場や他の公共交通機関など空港旅客施設の外部からアプローチしやすく、かつ、わかりやすい配置とする。特に、車いす使用者等が遠回りすることがないよう、動線上の出入口をバリアフリー化するように配慮する。	空港旅客施設への出入口については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、駐車場や他の公共交通機関など空港旅客施設の外部からアプローチしやすく、かつ、わかりやすい配置とする。特に、車椅子使用者等が遠回りすることがないよう、動線上の出入口を移動等円滑化するように配慮する。	国交省ガイドラインに合わせて表現を一部修正。 バリアフリー化⇒移動等円滑化		
公共用通路との出入口の幅	43	○車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、幅90cm以上とする。	◎車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅80cm以上とすることができる。		◎車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅80cm以上とすることができる。	
	43	◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。	◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。		◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とすることが望ましい。	
段差の解消	43	○段差を設けない。特に、他の公共交通旅客施設や公共空間等と空港旅客施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段差が生じないように配慮する。	◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。		◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。	
			○特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段が生じないように、施設設置管理者間の協議により、移動等円滑化された経路の連続性を確保する。		○特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段が生じないように、施設設置管理者間の協議により、移動等円滑化された経路の連続性を確保する。	
	43	◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。		◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	
扉	幅	43	○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、幅90cm以上とする。	◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅80cm以上とすることができる。		◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅80cm以上とすることができる。
		開閉構造		◎自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。		◎自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。
	43	○1以上の扉は自動式の引き戸とする。	○1以上の扉は自動式の引き戸とする。		○1以上の戸は自動式の引き戸とする。	
	43	○自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。)	○自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。)。ただし、人通りが多い場合はその限りではない。		○自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。)。ただし、人通りが多い場合はその限りではない。	
	43	○自動式の回転扉を設置する場合には、車椅子使用者や杖使用者、視覚障害者等の利用に配慮した寸法、構造とし、センサーによる自動停止装置の設置など安全面にも配慮したものとする。	○自動式の回転扉を設置する場合には、車椅子使用者や杖使用者、視覚障害者等の利用に配慮した寸法、構造とし、センサーによる自動停止装置の設置など安全面にも配慮したものとする。			
	43	○手動式の場合は、扉の取っ手の形状、取り付け位置及び開閉に必要な力などについて、車椅子使用者や視覚障害者、高齢者などの利用に配慮したものとする。	○手動式の場合は、扉の取っ手の形状、取り付け位置及び開閉に必要な力などについて、車椅子使用者や視覚障害者、高齢者などの利用に配慮したものとする。 ◇周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとする。	国交省ガイドラインでは望ましい整備内容であるが、現行航空局ガイドラインでは標準的な整備内容としているため、標準的な整備内容として整理。 新たに加わった内容については、望ましい整備内容として整理。	◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとする。ことが望ましい。	
	ガラス戸	43	○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。	○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などをつけて識別できるようにする。		○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などをつけて識別できるようにする。
43		○内部と外部が確認できる構造とする。	○戸の内部と外部で互いに確認できる構造とする。		○戸の内部と外部で互いに確認できる構造とする。	
水平区間	43	○扉の前後には、車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。	○戸の前後には、車椅子1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。		○戸の前後には、車椅子1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。	
	43	◇自動式扉でない場合は、車椅子からの開閉動作のため車椅子が回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。	◇自動式扉でない場合は、車椅子使用者の開閉動作のため車椅子が回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。		◇自動式扉でない場合は、車椅子使用者の開閉動作のため車椅子が回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。	
枠・敷居	43	○ドアの下枠や敷居により車椅子の通行の支障となる段差を設けない。	◎戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。		◎戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。	

床仕上げ	43	○床面は平らで、濡れても滑りにくい仕上げとする。	◎床面は滑りにくい仕上げとする。		◎床面は滑りにくい仕上げとする。	40
溝ふた	43	○水切り用の溝ふたを設ける場合は、車椅子の車輪が落ち込まないとともに、視覚障害者の白杖が落ち込まない構造のものとする。	○水切り用の溝ふたを設ける場合は、車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとする。		○水切り用の溝ふたを設ける場合は、車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとする。	41
ひさし	43	◇車椅子使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置することが望ましい。	◇車椅子使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置することが望ましい。		◇車椅子使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置することが望ましい。	42
参考	45	4-1: 扉のある出入口の例	4-1: 扉のある出入口の例			43
	45	4-2: 自動扉の留意点	4-2: 自動扉の留意点			44
	45	4-3: 手動式引き戸の留意点	4-3: 手動式引き戸の留意点			45
	45	4-4: 手動式開き戸の留意点	4-4: 手動式開き戸の留意点			46

**乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口**

	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン		
出入口の幅					◎有効幅80cm 以上とする。	49	
					○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とする。	50	
段の解消					◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。	51	
					◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	52	
戸	幅				◎有効幅80cm 以上とする。	53	
					○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とする。	54	
	開閉構造					◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの(自動式の引き戸等)とする。	55
						○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。ただし、人通りが多い場合はこの限りでない。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい)。	56
						◇構造上やむを得ない場合以外は開き戸としないことが望ましい。なお、やむを得ず自動式の開き戸を設置する場合は、床面に開閉の軌道を表示するなど配慮する。また、手動式の引き戸の場合は、フリーストップ機能がついた半自動式にすることが望ましい。	57
						◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。	58
	水平区間					○戸の前後には、車椅子1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。	59
						◇自動式扉でない場合は、車椅子からの開閉動作のため車椅子が回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。	60
	構造					◎戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。	61
						○戸の内部と外部が確認できる構造とする。	62



					○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。	63
床の仕上げ					◎床面は滑りにくい仕上げとする。	64
<b>③通路</b>						
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	66
考え方	46	高齢者、障害者等すべての人が空港旅客施設を円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。	高齢者、障害者等すべての人が空港旅客施設を円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。 <b>旅客運搬用電動カートについては将来的な導入も考慮し、旅客が安全に歩行できるよう通路の幅員確保について、より配慮する必要がある。また、動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。</b>	<b>空港特有の旅客運搬用電動カートに関する内容を追記。</b>		67
表面	46	○床の表面は滑りにくい仕上げとする。	◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。		◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。	68
幅	46	○車椅子で180度転回できるよう、幅140cm以上とする。	◎車椅子で180度転回できるよう有効幅140cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さを設けた上で、有効幅を120cm以上とする。		◎有効幅140cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さを設けた上で、有効幅を120cm以上とする。	69
	46	◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。	○車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、 <b>可能な限り</b> 有効幅180cm以上とする。		○車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、可能な限り有効幅180cm以上とする。	70
	46	◇通路幅は交通量に適した幅以上を確保する。また、将来的な旅客運搬用電動カート導入等を考慮して、できるだけ余裕を持たせることが望ましい。	◇通路幅は交通量に適した幅以上を確保する。また、将来的な旅客運搬用電動カート導入等を考慮して、できるだけ余裕を持たせることが望ましい。			71
戸	幅		◎有効幅90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅80cm以上とする。	※ 国交省ガイドラインでは、平成25年の改訂から「戸」の項目が追加された。	◎有効幅90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅80cm以上とする。	72
	開閉構造		◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの(自動式の引き戸等)とする。		◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの(自動式の引き戸等)とする。	73
			○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい)。		○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する(開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい)。	74
			○手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とする。 ◇周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。		国交省ガイドラインでは望ましい整備内容であるが、航空局ガイドラインでは標準的な整備内容(②空港旅客施設への出入口・扉・開閉構造に記載有り)としているため、標準的な整備内容として整理。 新たに加わった内容については、省ガイドラインを踏まえ望ましい整備内容として整理。	◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。
段差	46	○同一フロアではレベル差を設けない。やむをえず設ける場合は傾斜路を設置する。	◎同一フロアでは段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設する。		◎同一フロアでは段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設する。	76
			◎段を設ける場合は、踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。また、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。		◎段を設ける場合は、踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。また、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。	77
空中突出物	46	○原則として床から200cm程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。	○原則として床から200cm程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないよう、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。		○原則として床から200cm程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないよう、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。	78
手すり	46	◇歩行に制約のある利用者に配慮して、手すりを設置することが望ましい。	○歩行に制約のある利用者に配慮して、可能な限り手すりを設置する。また、手すりをたどる経路上に支障となるものを設置しない。		○歩行に制約のある利用者に配慮して、可能な限り手すりを設置する。また、手すりをたどる経路上に支障となるものを設置しない。	79

	46	◇高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とすることが望ましい。	○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。		○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。	80
高さ	46	○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ: 上段H=85cm程度、下段H=65cm程度	○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ: 上段H=85cm程度、下段H=65cm程度。		○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ: 上段H=85cm程度、下段H=65cm程度。	81
	46	○一段の手すりとする場合:H=80~85cm程度	○一段の手すりとする場合:H=80~85cm程度。		○一段の手すりとする場合:H=80~85cm程度。	82
形状	46	○丸状で直径4cm程度とする。	○丸状で直径3~4cm程度とする。		○丸状で直径3~4cm程度とする。	83
材質	46	◇冬の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	◇冬の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。		◇冬の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	84
位置	46	○手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。	○手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。		○手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。	85
端部	46	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。		○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	86
点字	46	○視覚障害者の誘導動線となる通路の手すりには、行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	○視覚障害者の誘導動線となる通路の手すりには、行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。		○視覚障害者の誘導動線となる通路の手すりには、行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	87
	46	○2段手すりの場合は、上段の手すりに設置する。	○2段手すりの場合は、上段の手すりに設置する。		○2段手すりの場合は、上段の手すりに設置する。	88
	46	○点字は、はがれにくいものとする。	○点字は、はがれにくいものとする。		○点字は、はがれにくいものとする。	89
通路の明るさ			◎コンコースや通路には、照明設備を設ける。		◎コンコースや通路には、照明設備を設ける。	90
	46	○コンコースや通路は、高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。	○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110に示された照度を参考とする。		○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110に示された照度を参考とする。	91
参考	47	4-5:通路の例	4-5:通路の例			92
	48	4-6:空中突出物の留意点	4-6:空中突出物の留意点			93
	48	4-7:手すりの高さ	4-7:手すりの高さ			94
	48	4-8:手すりの位置と形状の例	4-8:手すりの位置と形状の例			95
	48	4-9:手すりの端部の例	4-9:手すりの端部の例			96
	49	4-10:手すりの点字表示	4-10:手すりの点字表示			97
	51	4-11:照度設定にあたっての配慮事項	4-11:照度設定にあたっての配慮事項			98
	51	4-12:照度計画による空間把握・視認性の向上例	4-12:照度計画による空間把握・視認性の向上例			99
コラム	47	・床面、壁面への配慮事項	・床面、壁面への配慮事項			100
<b>④傾斜路(スロープ)</b>						101
	P	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	102
考え方	53	車いす使用者に対しては、段差を解消するスロープの設置が必要である。スロープの設置にあたっては、一般の利用者も通過しやすい動線上に配置するとともに、幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。また、手動車いす使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることに配慮する。	車椅子使用者に対しては、段差を解消するスロープの設置が必要である。スロープの設置にあたっては、一般の利用者も通過しやすい動線上に配置するとともに、幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。また、手動車椅子使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることに配慮する。	表現を一部修正。 いす⇒椅子		103
床の仕上げ			◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の床の表面は滑りにくい仕上げとする。		◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の床の表面は滑りにくい仕上げとする。	104
幅	53	○幅120cm以上とする。	◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の有効幅は120cm以上とする。ただし、段に併設する場合は、有効幅90cm以上とする。		◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の有効幅は120cm以上とする。ただし、段に併設する場合は、有効幅90cm以上とする。	105



	53	◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。	◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とすることが望ましい。		◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とすることが望ましい。	106	
勾配	53	○屋内では1/12以下とし、屋外では1/20以下とする。	◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の勾配は1/12以下とする。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下とする。		◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の勾配は1/12以下とする。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下とする。	107	
			○屋外では1/20以下とする。		○屋外では1/20以下とする。	108	
	53	◇屋内においても1/20以下とすることが望ましい。	◇屋内においても1/20以下とすることが望ましい。		◇屋内においても1/20以下とすることが望ましい。	109	
踊り場	53	○車椅子使用者が途中で休憩できるよう、屋内では高さ75cm以内ごとに、屋外では高さ60cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設ける。	◎車椅子使用者が途中で休憩できるよう、高さが75cmを超える移動等円滑化された経路を構成する傾斜路では、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。		◎車椅子使用者が途中で休憩できるよう、高さが75cmを超える移動等円滑化された経路を構成する傾斜路では、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。	110	
			◇車椅子使用者が途中で休憩できるよう、屋外では高さ60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けることが望ましい。		◇車椅子使用者が途中で休憩できるよう、屋外では高さ60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けることが望ましい。	111	
端部	53	○傾斜路の端部は床に対して滑らかに接する構造とする。	○傾斜路の端部は床に対して滑らかに接する構造とする。		○傾斜路の端部は床に対して滑らかに接する構造とする。	112	
水平区間	53	○他の通路と出会う部分に、通路を移動する人と車椅子使用者が衝突しないよう、長さ150cm以上の水平区間を設ける。	○他の通路と出会う部分に、通路を移動する人と車椅子使用者が衝突しないよう、長さ150cm以上の水平区間を設ける。		○他の通路と出会う部分に、通路を移動する人と車椅子使用者が衝突しないよう、長さ150cm以上の水平区間を設ける。	113	
	53	◇車椅子使用者のより円滑な利用を想定し、長さ180cm以上の水平区間を設けることが望ましい。	◇車椅子使用者のより円滑な利用を想定し、長さ180cm以上の水平区間を設けることが望ましい。		◇車椅子使用者のより円滑な利用を想定し、長さ180cm以上の水平区間を設けることが望ましい。	114	
勾配区間の識別	53	○傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	115	
	53	◇既存の旅客施設において、周囲との明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる点状ブロックが傾斜路の上下端に敷設されている場合には、傾斜路の勾配部分は、その存在を容易に識別できるものとする。(既存施設における当面の措置)	削除	国交省ガイドラインの平成19年改定版では存在した項目であるが、平成25年からは削除されている。		116	
側壁	53	○スロープの両側には壁面又は立ち上がり部を設ける。	◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の両側には壁面又は立ち上がり部を設ける。		◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の両側には壁面又は立ち上がり部を設ける。	117	
	53	○側壁がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。	○側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。		○側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。	118	
手すり	53	○両側に手すりを設置する。	◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の両側に手すりを設置する。		◎傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の両側に手すりを設置する。	119	
	53	○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。	○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。		○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。	120	
	高さ	53	○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ:上段H=85cm程度、下段H=65cm程度。	○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ:上段H=85cm程度、下段H=65cm程度。		○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ:上段H=85cm程度、下段H=65cm程度。	121
	形状	53	○丸状で直径4cm程度とする。	○丸形で直径3~4cm程度とする。		○丸形で直径3~4cm程度とする。	122
	材質	53	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。		◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	123
	位置	46	○手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。	○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。		○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。	124
端部	53	○手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	○手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。		○手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	125	
	53	○始末端部においては、手すりの水平部分を60cm程度以上とする。	○始末端部においては、手すりの水平部分を60cm程度以上とする。		○始末端部においては、手すりの水平部分を60cm程度以上とする。	126	

点字	53	○視覚障害者を誘導する傾斜路の上段の手すりにスロープの行き先を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	○視覚障害者を誘導する傾斜路の上段の手すりにスロープの行き先を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。		○視覚障害者を誘導する傾斜路の上段の手すりにスロープの行き先を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	127	
	53	○点字は、はがれにくいものとする。	○点字は、はがれにくいものとする。		○点字は、はがれにくいものとする。	128	
ひさし	53	○車椅子使用者や肢体不自由者等は傘をさすことが難しいため、屋外に設置する場合は、屋根又はひさしを設置する。	○車椅子使用者や肢体不自由者等は傘をさすことが難しいため、屋外に設置する場合は、屋根又はひさしを設置する。		○車椅子使用者や肢体不自由者等は傘をさすことが難しいため、屋外に設置する場合は、屋根又はひさしを設置する。	129	
参考	54	4-13: 傾斜路の例	4-13: 傾斜路の例			130	
	55	4-14: 勾配区間の識別令	4-14: 勾配区間の識別令			131	
コラム	56	・床面、壁面への配慮事項	・床面、壁面への配慮事項			132	
<b>⑤階段</b>							133
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	134	
考え方	57	階段は、移動時に最も負担を感じる箇所であるため、特に高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者の円滑な利用に配慮する必要がある。特に手すりの高さや階段の滑りにくさ等について配慮が必要であるが、これらはすべての利用者にとっても効果的である。	階段は、移動時に最も負担を感じる箇所であるため、特に高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者の円滑な利用に配慮する必要がある。特に手すりの高さや階段の滑りにくさ等について配慮が必要であるが、これらはすべての利用者にとっても効果的である。			135	
形式	57	○踏面の形状が一定していないため、回り階段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。	○踏面の形状が一定していないため、回り階段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。		○踏面の形状が一定していないため、回り階段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。	136	
幅	57	○幅120cm 以上とする。	○有効幅120cm 以上とする。		○有効幅120cm 以上とする。	137	
	57	◇2本杖使用者の利用を考慮し、有効幅150cm 以上とすることが望ましい。	◇2本杖使用者の利用を考慮し、有効幅150cm 以上とすることが望ましい。		◇2本杖使用者の利用を考慮し、有効幅150cm 以上とすることが望ましい。	138	
手すり	57		◎手すりを両側に設置する。		◎手すりを両側に設置する。	139	
	57	○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)を両側に設置する。	○視覚障害者が階段の勾配を知り、ガイドとして伝って歩くことに配慮し、また、高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者が、上り、下りの両方向において体勢を継続的に安定させながら利用することができるよう、円滑な利用に配慮した手すり(例えば直棒2段手すり等)を設置する。		○視覚障害者が階段の勾配を知り、ガイドとして伝って歩くことに配慮し、また、高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者が、上り、下りの両方向において体勢を継続的に安定させながら利用することができるよう、円滑な利用に配慮した手すり(例えば直棒2段手すり等)を設置する。	140	
	57	○階段の幅が400cm を超える場合には、中間にも手すりを設置する。	○階段の幅が400cm を超える場合には、中間にも手すりを設置する。		○階段の幅が400cm を超える場合には、中間にも手すりを設置する。	141	
高さ	57	○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ: 上段H=85cm 程度、下段H=65cm程度。	○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ: 上段H=85cm 程度、下段H=65cm程度。		○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ: 上段H=85cm 程度、下段H=65cm程度。	142	
形状	57	○丸状で直径4cm 程度とする。	○丸形で直径3~4cm 程度とする。		○丸形で直径3~4cm 程度とする。	143	
材質	57	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。		◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	144	
位置	57	○壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。	○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。		○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。	145	
端部	57	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。		○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。	146	
	57	○始末端部においては、手すりの水平部分を60cm程度以上とする。	○始末端部においては階段の開始部より手前から設置し、手すりの水平部分を60cm程度とする。		○始末端部においては階段の開始部より手前から設置し、手すりの水平部分を60cm程度とする。	147	
点字			◎視覚障害者のために、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。		◎視覚障害者のために、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。	148	
	57	○階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部(水平部分)に表示する。	○上記点字は、階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部(水平部分)に表示する。		○上記点字は、階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部(水平部分)に表示する。	149	
	57	○視覚障害者のために、上段手すりに階段の行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921 規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	○点字による表示方法はJIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。		○点字による表示方法はJIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	150	
	57	○点字は、はがれにくいものとする。	○点字は、はがれにくいものとする。		○点字は、はがれにくいものとする。	151	



蹴上げ・踏面	寸法	57	○蹴上げ:16cm 程度以下 踏面:30cm 程度以上	○蹴上げ:16cm 程度以下 踏面:30cm 程度以上		○蹴上げ:16cm 程度以下 踏面:30cm 程度以上	152
	段鼻	57	○蹴込み板を必ず設け、段鼻の突き出しはなくす。	◎段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものは設けない。 ○蹴込み板を設ける。		◎段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものは設けない。 ○蹴込み板を設ける。	153
	踏面の仕上げ	57	○滑りにくい仕上げとする。	◎滑りにくい仕上げとする。		◎滑りにくい仕上げとする。	154
	明度差	57	○踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって十分な太さ(幅5cm 程度が識別しやすい)で周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。	◎踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。		◎踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。	155
				○踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって十分な太さ(幅5cm 程度)とする。		○踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって十分な太さ(幅5cm 程度)とする。	156
		57	○踏面の端部(段鼻部)の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。	○踏面の端部(段鼻部)の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。		○踏面の端部(段鼻部)の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。	157
			○この識別部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。		○この識別部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。	158	
側壁	57	○階段の両側には壁面又は立ち上がりを設ける。	◎階段の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		◎階段の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	159	
	57	○側面に壁面がない場合は、5cm程度まで立ち上がり部を設ける。	○側面に壁面がない場合は、5cm程度まで立ち上がり部を設ける。		○側面に壁面がない場合は、5cm程度まで立ち上がり部を設ける。	160	
階段始末端部の水平部分	57	◇階段の始点、終点は、通路から120cm程度後退させ、平坦なふところ部分をとることが望ましい。	◇階段の始点、終点は、通路から120cm程度後退させ、平坦なふところ部分をとることが望ましい。		◇階段の始点、終点は、通路から120cm程度後退させ、平坦なふところ部分をとることが望ましい。	161	
踊り場	57	○高さ概ね300cm以内ごとに踊り場を設置する。	○高さ概ね300cm以内ごとに踊り場を設置する。		○高さ概ね300cm以内ごとに踊り場を設置する。	162	
	57	○長さは120cm以上とする。	○長さは120cm以上とする。		○長さは120cm以上とする。	163	
	57	○壁側の手すりは連続して設置する。	○壁側の手すりは連続して設置する。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		○壁側の手すりは連続して設置する。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	164	
明るさ			◎階段には照明設備を設ける。		◎階段には照明設備を設ける。	165	
	57	○高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。	○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。	「なお、鉄道駅者においては・・・」は鉄道固有の内容のため、記載しない。	○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110に示された照度を参考とする。	166	
階段下	58	○視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないよう、階段下に十分な高さ(200cm 程度の範囲内)のない空間を設けない。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。	○視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないよう、階段下に十分な高さ(200cm 程度の範囲内)のない空間を設けない。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。		○視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないよう、階段下に十分な高さ(200cm 程度の範囲内)のない空間を設けない。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。	167	
参考	58	4-15: 階段の例	4-15: 階段の例			168	
	59	4-16: 蹴上げ・踏面の例	4-16: 蹴上げ・踏面の例			169	
	59	4-17: 踏面端部の例	4-17: 踏面端部の例			170	
	59	4-18: 踏面端部(段鼻部)の識別しやすい例	4-18: 踏面端部(段鼻部)の識別しやすい例			171	
コラム	59	・階段、側壁への配慮事項	・階段、側壁への配慮事項			172	
⑥昇降機(エレベーター)							173
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン		174

考え方		エレベーターは、車いす使用者の単独での利用をはじめ、すべての利用者に対して効果的な垂直移動手段である。このためエレベーターは、すべての利用者が安全に、かつ容易に移動することができるようにきめ細かな配慮が必要である。エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が自然に利用できるよう配慮する。また、エレベーターの前には、一般旅客の動線と交錯しないようスペースを確保する。なお、利用者動線や車いす使用者が内部で転回することなく利用できるといった利便性等の観点からスルー型が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。	エレベーターは、車椅子使用者の単独での利用をはじめ、すべての利用者に対して効果的な垂直移動手段である。このためエレベーターは、すべての利用者が安全に、かつ容易に移動することができるようにきめ細かな配慮が必要である。空港ではカートやキャリーバック等大きな荷物を持つ旅客が多くいること等を踏まえて、車椅子使用者等の他の上下移動の手段が利用できない旅客が円滑に利用できるように、適切な大きさのエレベーターを選択することが重要である。エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が自然に利用できるよう配慮する。また、エレベーターの前には、一般旅客の動線と交錯しないようスペースを確保する。なお、利用者動線や車いす使用者が内部で転回することなく利用できるといった利便性等の観点からスルー型が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。	空港での特有の問題を踏まえて一部追記。  【論点2】エレベーターのかごの大きさについては、カートやキャリーバッグ等の荷物を運ぶ利用客が多い等の空港の利用実態を踏まえた適切な選択ができるよう、考え方や整備内容を記述する。	176		
大きさ	60	○スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターは、手動車椅子が内部で180度転回できる大きさである11人乗り(140cm(W)×135cm(D))以上のものとする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかごの内法幅は、140cm以上、内法奥行き135cm以上(11人乗り程度)とする。ただし、スルー型など出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造と開閉するかごの出入口を音声で知らせる設備が設けられているものにあつては、この限りでない。		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかごの内法幅は、140cm以上、内法奥行き135cm以上(11人乗り程度)とする。ただし、スルー型など出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造と開閉するかごの出入口を音声で知らせる設備が設けられているものにあつては、この限りでない。	177	
			◎エレベーターを設置する場合においては、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して、設置台数並びにかごの内法幅及び内法奥行きを決定する。		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。	178	
			○直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合及び車椅子使用者が円滑に利用できるかごの大きさの場合に限定する。		○直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合及び車椅子使用者が円滑に利用できるかごの大きさの場合に限定する。	179	
	60	◇手動車椅子が内部で円滑に回転でき、かつ介助者と同乗できる大きさである15人乗り(160cm(W)×150cm(D))以上のものとするが望ましい。	○旅客施設においてエレベーターを設置する場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの内法幅及び内法奥行きを検討する。かごの大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターのかごの内法幅及び内法奥行きの大きさを選定する。 ※:JIS A 4301の抜粋(定員数11人、13人、15人、17人、20人、24人のかごの内法幅及び内法奥行きのうち、アクセシビリティ・ガイドライン基準を備考欄で示す)	【論点2】エレベーターのかごの大きさについては、カートやキャリーバッグ等の荷物を運ぶ利用客が多い等の空港の利用実態を踏まえた適切な選択ができるよう、考え方や整備内容を記述する。	○旅客施設においてエレベーターを設置する場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの内法幅及び内法奥行きを検討する。かごの大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターのかごの内法幅及び内法奥行きの大きさを選定する。 ※:JIS A 4301の抜粋(定員数11人、13人、15人、17人、20人、24人のかごの内法幅及び内法奥行きのうち、アクセシビリティ・ガイドライン基準を備考欄で示したもの)	180	
	60	◇さらには、車椅子使用者の複数同時利用やカート利用率を考慮すれば、内寸210cm×210cm以上のものとするが望ましい。	◇さらには、車椅子使用者の複数同時利用やカート利用率を考慮すれば、内寸210cm×210cm以上のものとするが望ましい。	【論点2】エレベーターのかごの大きさについては、カートやキャリーバッグ等の荷物を運ぶ利用客が多い等の空港の利用実態を踏まえた適切な選択ができるよう、考え方や整備内容を記述する。		181	
			◇利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置することが望ましい。			◇利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置することが望ましい。	182
			◇緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所にはストレッチャーを乗せることができる奥行きのあるエレベーターを導入することが望ましい。			◇緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所にはストレッチャーを乗せることができる奥行きのあるエレベーターを導入することが望ましい。	183
	60	◇利用状況を勘案し、エレベーターを複数個所に設置することが望ましい。	削除		【削除】 ◇利用状況を勘案し、エレベーターを複数個所に設置することが望ましい。	184	
					【削除】 ○斜行型段差解消機を設置する場合、通常のエレベーターの仕様準拠のものとする。なお、構造上準拠することが難しい場合で、カゴの大きさは、最低でも車椅子使用者と介助者が同時に乗れる大きさとする。	185	
出入口の幅	60	○幅80cm以上とする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの出入口の有効幅は80cm以上とする。		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの出入口の有効幅は80cm以上とする。	186	
	60	◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい。	◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい。		◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい。	187	



鏡	60	○スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターには、出入口の開閉状況及び階数表示が確認できるよう、かご内に大きさや位置に配慮した鏡を設ける。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターにおいて、出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、かご正面壁面又はかご壁面上部に、出入口の状況(特に足元)が把握できるよう、大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。(ステンレス鏡面又は安全ガラス等)	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターにおいて、出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには、かご正面壁面又はかご壁面上部に、出入口の状況(特に足元)が把握できるよう、大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。(ステンレス鏡面又は安全ガラス等)	188	
	60	○鏡を設ける際は、ステンレス鏡面または安全ガラス等とする。			189	
	60	◇スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターのかご正面壁面に設置する鏡は、床上40cm以下から150cm程度までのものが望ましい。	○出入口同方向型(一方向型)のエレベーターのかご正面壁面に設置する鏡は、車椅子使用者が後退時に出入口付近(特に足元)を確認できるよう、床上40cm程度から150cm程度までのものとする。	○出入口同方向型(一方向型)のエレベーターのかご正面壁面に設置する鏡は、車椅子使用者が後退時に出入口付近(特に足元)を確認できるよう、床上40cm程度から150cm程度までのものとする。	190	
	60	○スルー型や直角2方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。	○スルー型や直角2方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況(特に足元)が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。(ステンレス鏡面又は安全ガラス等)	○スルー型や直角2方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況(特に足元)が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。(ステンレス鏡面又は安全ガラス等)	191	
外部との連絡	60	○犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、防犯や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設けることにより外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス等による窓等を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、防犯や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設けることにより外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス等による窓等を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。	192	
	60	◇かご外部から、かご内の車椅子使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度が望ましい。	◇かご外部から、かご内の車椅子使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度が望ましい。	◇かご外部から、かご内の車椅子使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度が望ましい。	193	
	60	◇聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。 ・かごの内部が確認できるカメラを設ける。 ・故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、かご内にその旨の表示を行うか、又はかご内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。	◇聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。 ・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な(緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる)ボタンを設置する。 ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。	◇聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。 ・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な(緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる)ボタンを設置する。 ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。	194	
手すり	61	○扉のある側以外の壁面につける。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内には手すり(握り手その他これに類する設備を含む)を出入口の戸のある側以外の壁面に設ける。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内には手すり(握り手その他これに類する設備を含む)を出入口の戸のある側以外の壁面に設ける。	195	
	61	○高さ80cm～85cm程度に設置する。	○高さ80cm～85cm程度に設置する。	○高さ80cm～85cm程度に設置する。	196	
	61	○握りやすい形状とする。	○握りやすい形状とする。	○握りやすい形状とする。	197	
表示	表示	61	○かご内に、かごの停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設置する。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置する。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置する。	198
		61	◇聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置することが望ましい。	◇聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置することが望ましい。	◇聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置することが望ましい。	199
		61	◇表示画面の配色については、参考2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚障害者の利用に配慮することが望ましい。	◇表示画面の配色については、参考●-●を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮することが望ましい。	◇表示画面の配色については、参考2-2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮することが望ましい。	200
	音声等	61	○かご内に、かごの到着する階及び、扉の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。	201
		61	◇到着階の構造を音声案内することが望ましい。	◇到着階に何があるか(出発ロビー、到着ロビー等)具体的に音声案内することが望ましい。	◇到着階に何があるか(地上出入口、改札口等)具体的に音声案内することが望ましい。 <b>国交省ガイドラインの表現を一部修正。 地上出入口、改札口等⇒出発ロビー、到着ロビー等</b>	202

		61	○スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。	○スルー型エレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることとする。その際、視覚障害者に配慮した案内内容とする。		○スルー型エレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることとする。その際、視覚障害者に配慮した案内内容とする。	203
操作盤	ボタン	61	○出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとす	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターには、か		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターには、か	204
		61	る。	ご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有		したものとす。	
		61	○操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作でき	○操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作でき		○操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作でき	205
		61	るような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。	るような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。		るような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。	
		61	◇音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが	○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが		○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが	206
	61	分かるものが望ましい。	分かるものとする。		分かるものとする。		
	61	◇かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない	◇かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない		◇かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない	207	
	61	人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること	人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること		人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること		
	61	等により分かりやすいものとする。◇ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいこと等により弱	等により分かりやすいものとする。◇ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差		等により分かりやすいものとする。◇ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差	208	
	61	視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。	(輝度コントラスト)が大きいこと等によりロービジョン者の操		(輝度コントラスト*)が大きいこと等によりロービジョン者の操		
	車椅子対応			◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内	209
		61	及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置		及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置		
		61	に操作盤を設置する。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内	210
		61	○かご内に設ける操作盤は、車椅子使用者や背の低い人、子	○かご内に設置する操作盤は、かごの左右に設置する。設置		○かご内に設置する操作盤は、かごの左右に設置する。設置	
		61	供などが利用できるよう、かごの左右壁面中央付近に置く。	高さは100cm程度とする。		高さは100cm程度とする。	
		61	○操作ボタンは高さ100cm程度に設置する。	○乗降ロビーに設置される操作盤は、車椅子使用者が操作し		○乗降ロビーに設置される操作盤は、車椅子使用者が操作し	211
				やすいように配慮する。設置高さは100cm程度とする。		やすいように配慮する。設置高さは100cm程度とする。	
				◇ドアが開いた状態は最低4秒維持するものとし、車椅子使		◇ドアが開いた状態は最低4秒維持するものとし、車椅子使	212
				用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる(10秒以上)機能を設置す		用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる(10秒以上)機能を設置す	
				ることが望ましい。		ることが望ましい。	
	点字			◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内	213
		61	に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞ		に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞ		
		61	れ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害		れ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害		
		61	者が容易に操作できる構造とする。	○かご内操作盤の各操作ボタン(階数、開、閉、非常呼び出		○かご内操作盤の各操作ボタン(階数、開、閉、非常呼び出	214
		61	し、インターフォン)には、縦配列の場合は左側に、横配列の	し、インターホン)には、縦配列の場合は左側に、横配列の場		し、インターホン)には、縦配列の場合は左側に、横配列の場	
		61	場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法はJIS	合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法はJIST0921		合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法はJIST0921	
		61	T0921規格にあわせたものとする。	にあわせたものとする。		にあわせたものとする。	
光電安全装置		61	○かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制	○かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制		○かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制	215
		61	御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と	御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と		御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と	
		61	身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機	身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機		身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機	
		61	械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波式	械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波式		械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波式	
		61	等のいずれかの装置を併設する。	等のいずれかの装置を併設する。		等のいずれかの装置を併設する。	
管制運転による異常時表示		61	○地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置	○地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置		○地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置	216
		61	する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を	する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を		する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を	
		61	知らせる装置を設ける。	知らせる装置を設ける。		知らせる装置を設ける。	
ロビー	広さ			◎車椅子が回転できる広さ(幅150cm以上、奥行き150cm以		◎車椅子が回転できる広さ(幅150cm以上、奥行き150cm以	217
				上)を確保する。		上)を確保する。	
		61	◇電動車椅子が回転できる広さ(幅180cm以上、奥行き	○電動車椅子が回転できる広さ(幅180cm以上、奥行き		○電動車椅子が回転できる広さ(幅180cm以上、奥行き	218
		61	180cm以上)を確保することが望ましい。	180cm以上)を確保する。		180cm以上)を確保する。	
		61	○新設等の場合には、エレベーターロビー付近には、下り階	○新設等の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段		○新設等の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段	219
		61	段・下り段差を設けない。	差を設けない。		差を設けない。	
		61	○既存施設であってエレベーターロビー付近に下り階段・下り	○既存施設であって乗降ロビー付近に下り階段・下り段差が		○既存施設であって乗降ロビー付近に下り階段・下り段差が	220
		61	段差が存在する場合には、参考4-26を参考として、その間	存在する場合には、参考●-●(<エレベーターロビー付近の		存在する場合には、参考2-1-31(<エレベーターロビー付近	
		61	には十分な広さの空間を設ける。	安全空間確保の重要性>)を参考として、その間には十分な		の安全空間確保の重要性>)を参考として、その間には十分な	
		61	広さの空間を設ける。	広さの空間を設ける。		広さの空間を設ける。	



		61	◇この場合、利用者の安全を確保する観点からは、上記措置のほか、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることが望ましい。	◇この場合、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることが望ましい。		◇この場合、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることが望ましい。	221	
	表示			○障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。		○障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。	222	
	音声	61	○かごの到着や昇降方向がロビーにおいて音声でわかるよう、設備を設ける。	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。		◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	223	
参考		63	4-19:エレベーターの平面の例	4-19:エレベーターの平面の例			224	
		63	4-20:エレベーターの正面の例	4-20:エレベーターの正面の例			225	
		63	4-21:エレベーターの断面の例	4-21:エレベーターの断面の例			226	
		64	4-22:大型エレベーター・ストレッチャー対応型エレベーターの例	4-22:大型エレベーター・ストレッチャー対応型エレベーターの例			227	
		65	4-23:かご内正面に低い位置まで鏡を設置したエレベーター	4-23:かご内正面に低い位置まで鏡を設置したエレベーター			228	
		65	4-24:2方向エレベーターに設置された凸面鏡	4-24:2方向エレベーターに設置された凸面鏡			229	
		66	4-25:聴覚障害者・色弱者・色覚障害者に対応したエレベーターかご内の大型文字表示	4-25:聴覚障害者・色弱者・色覚障害者に対応したエレベーターかご内の大型文字表示			230	
		67	4-26:エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性	4-26:エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性			231	
				開口部に袖壁が無いエレベーターの例	車椅子でのエレベーターのアクセスのしやすさに関する事例の追加を検討。			232
			聴覚ボタンの例	異常時における聴覚障害者への配慮事例として追加を検討。			233	
<b>⑦ムービングサイドウォーク</b>								234
	P		<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	235	
考え方	70		ムービングサイドウォーク(動く歩道)は、長い移動経路に設置し、歩行距離の短縮を図るためのものである。高齢者や内部障害者、杖使用者、妊婦など、長距離の歩行が困難な利用者にとっては、負担の軽減になる。	ムービングサイドウォーク(動く歩道)は、長い移動経路に設置し、歩行距離の短縮を図るためのものである。高齢者や内部障害者、杖使用者、妊婦など、長距離の歩行が困難な利用者にとっては、負担の軽減になる。			236	
幅	70		○S1000型(ステップ幅約100cm)以上とする。	○S1000型(ステップ幅約100cm)以上とする。			237	
	70		◇特に交通量の多い場合、S1400型(ステップ幅約140cm)を設けることが望ましい。	◇特に交通量の多い場合、S1400型(ステップ幅約140cm)を設けることが望ましい。			238	
表面識別	70		○踏み板およびくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	○踏み板およびくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。			239	
	70		○くし板の端部と踏み板の色の色相および明度の差を大きくすること等により、くし板と踏み板との境界を容易に識別できるようにする。	○くし板の端部と踏み板の色の色相および明度の差を大きくすること等により、くし板と踏み板との境界を容易に識別できるようにする。			240	
くし板	70		◇車椅子による乗降が容易かつ安全に行えるような形状とする。	◇車椅子による乗降が容易かつ安全に行えるような形状とする。			241	
手すり	70		○くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。	○くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。			242	
	70		○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。	○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。			243	
速度	70		◇30m/分以下が望ましい。	◇30m/分以下が望ましい。			244	
表示	70		◇乗り口手前では、進行方向の表示を行うことが望ましい。	◇乗り口手前では、進行方向の表示を行うことが望ましい。			245	
	70		◇しるしをつけることなどにより、ベルトの進行方向を表示することが望ましい。	◇しるしをつけることなどにより、ベルトの進行方向を表示することが望ましい。			246	

	70	◇進入可否表示の配色については、参考2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚障害者の利用に配慮することが望ましい。	◇進入可否表示の配色については、参考●-●を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚障害者の利用に配慮することが望ましい。		247
	70	◇聴覚障害者に配慮し、乗降口付近では、ライトの点滅による注意喚起を行うことが望ましい。	◇聴覚障害者に配慮し、乗降口付近では、ライトの点滅による注意喚起を行うことが望ましい。		248
音声案内	70	○進入可能なムービングサイドウォークの乗り口端部において、当該ムービングサイドウォークの行き先を知らせる音声案内装置を設置する。	○進入可能なムービングサイドウォークの乗り口端部において、当該ムービングサイドウォークの行き先を知らせる音声案内装置を設置する。		249
	70	◇なお、上記音声案内装置の設置にあたっては、乗り口に近い位置に音源を設置すること、又は、乗り口端部にスピーカーが内蔵されたムービングサイドウォークが望ましい。スピーカーは、可能な限り乗り口端部付近に設置し、利用者に対面する方向に指向性をもたせることが望ましい。	◇なお、上記音声案内装置の設置にあたっては、乗り口に近い位置に音源を設置すること、又は、乗り口端部にスピーカーが内蔵されたムービングサイドウォークが望ましい。スピーカーは、可能な限り乗り口端部付近に設置し、利用者に対面する方向に指向性をもたせることが望ましい。		250
	70	◇降り口手前には、音声による区間終了の通知を行うことが望ましい。(設置の考え方、具体的な音声案内例は「第5章②視覚障害者誘導用案内設備」を参照)	◇降り口手前には、音声による区間終了の通知を行うことが望ましい。(設置の考え方、具体的な音声案内例は「第5章②視覚障害者誘導用案内設備」を参照)		251
参考	71	4-27: ムービングサイドウォークの詳細			252
コラム	72	・中部国際空港の事例(デザイン) ■すべての旅客の歩行負担を軽減 ■乗降部に水平部分を設ける ■くし部(コム)の改良 ■速度は30m/分程度 ■国内最大規格のS1600型(有効幅員約1,600mm)を導入 ■動く歩道を利用できない場合の対応	・中部国際空港の事例(デザイン) ■すべての旅客の歩行負担を軽減 ■乗降部に水平部分を設ける ■くし部(コム)の改良 ■速度は30m/分程度 ■国内最大規格のS1600型(有効幅員約1,600mm)を導入 ■動く歩道を利用できない場合の対応	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例以外に、羽田、成田、新千歳、静岡等の最新の事例掲載を検討	253
	73	・中部国際空港の事例(プロセス) ■傾斜型動く歩道の検証 ■コム等の乗降口部 ■幅員	・中部国際空港の事例(プロセス) ■傾斜型動く歩道の検証 ■コム等の乗降口部 ■幅員	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例以外に、羽田、成田、新千歳、静岡等の最新の事例掲載を検討	254
	74	・東京国際空港第2旅客ターミナルビルの事例 ■踏み段にストライプの配色(緑色)を施すことで、動く速度が視覚的に認識ができる。			255
<b>⑧エスカレーター</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	75	高齢者等による利用を想定すると、乗降ステップの水平区間や速度などに配慮する必要がある。なお、車いす使用者等の垂直移動設備はエレベーターを基本とする。車いす使用者の動線確保の代替策として車いす対応エスカレーターの設置も考えられるが、車いす乗用ステップの利用の際には、係員による操作が必要となり、また、一般客を止める必要があるなど、車いす使用者の精神的負担も大きいことから、エレベーターが望ましい。高齢者・障害者等は下り階段を不安に感じる場合があり、上り専用とともに下り専用エスカレーターを設置する配慮が必要である。	高齢者等による利用を想定すると、乗降ステップの水平区間や速度などに配慮する必要がある。なお、車椅子使用者等の垂直移動設備はエレベーターを基本とする。車椅子使用者の動線確保の代替策として車椅子対応エスカレーターの設置も考えられるが、車椅子乗用ステップの利用の際には、係員による操作が必要となり、また、一般客を止める必要があるなど、車いす使用者の精神的負担も大きいことから、エレベーターが望ましい。高齢者・障害者等は下り階段を不安に感じる場合があり、上り専用とともに下り専用エスカレーターを設置する配慮が必要である。		258
方向	75	◇上り専用と下り専用をそれぞれ設けることが望ましい。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターには、上り専用と下り専用をそれぞれ設ける。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターには、上り専用と下り専用をそれぞれ設ける。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。	259
幅			◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段幅は80cm以上とする。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段幅は80cm以上とする。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。	260
	75	◇S1000型(踏み段幅約100cm)以上とすることが望ましい。	◇踏み段幅100cm(S1000型)程度とすることが望ましい。	◇踏み段幅100cm(S1000型)程度とすることが望ましい。	261
			◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降できるように必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降できるように必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。	262



表面	75	○踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	263
識別	75	○踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の端部全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすること等により、踏み段相互の識別をしやすいようにする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の端部全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を大きくすること等により、踏み段相互の識別をしやすいようにする。	264
			◇踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。	◇踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。	265
	75	○くし板の端部と踏み段の色の色相及び明度の差を大きくすること等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすること等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を大きくすること等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。	266
昇降口水平部	75	◇昇降口の踏み段の水平部分は3枚以上とすることが望ましい。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの昇降口の踏み段の水平部分は踏み段3枚以上とする。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの昇降口の踏み段の水平部分は踏み段3枚以上とする。	267
手すり	75	○くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。	○くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。	○くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。	268
	75	○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。	○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。	○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。	269
速度	75	◇1以上のエスカレーターは30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。	◇1以上のエスカレーターは30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。	◇1以上のエスカレーターは30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。	270
表示	75	○上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置(ゲートポスト等)等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターにおいて、上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置(ゲートポスト等)等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターにおいて、上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置(ゲートポスト等)等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	271
	75	◇上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。	◇上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。	◇上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。	272
	75	◇進入可否表示の配色については、参考2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚障害者の利用に配慮することが望ましい。	○エスカレーターへの進入可否表示の配色については、参考●-●を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮する。	○エスカレーターへの進入可否表示の配色については、参考2-2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮する。	273
	75	◇しるしをつけることなどにより、ベルトの進行方向を表示することが望ましい。	◇エスカレーターのベルトに、しるしをつけることにより、進行方向がわかるようにすることが望ましい。	◇エスカレーターのベルトに、しるしをつけることにより、進行方向がわかるようにすることが望ましい。	274
音声案内	75	○進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。	◎進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。	◎進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。	275
	75	◇なお、上記音声案内装置の設置にあたっては、乗り口に近い位置に音源を設置すること、又は、乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターが望ましい。スピーカーは、可能な限り乗り口端部付近に設置し、利用者に対面する方向に指向性をもたせることが望ましい。(設置の考え方、具体的な音声案内例は「第5章②視覚障害者誘導用案内設備」を参照)	○音声案内装置の設置にあたっては、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。(設置の考え方、具体的な音声案内例は2. ②「視覚障害者誘導用案内設備」を参照)	○音声案内装置の設置にあたっては、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。(設置の考え方、具体的な音声案内例は2. ②「視覚障害者誘導用案内設備」を参照)	276
参考	77	4-28:エスカレーターの例			277
	78	4-29:エスカレーターの進入可否表示の例			278
コラム	79	・中部国際空港の事例(コンセプト)	・中部国際空港の事例(コンセプト)	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例以外に、羽田、成田、新千歳、静岡等の最新の事例掲載を検討	279
	79	・中部国際空港の事例(デザイン) ■音による案内	・中部国際空港の事例(デザイン) ■音による案内	同上	280
	80	・中部国際空港の事例(プロセス) ■視覚障害者と歩行困難者との固定手すり検証 ■音による案内の検証について	・中部国際空港の事例(プロセス) ■視覚障害者と歩行困難者との固定手すり検証 ■音による案内の検証について	同上	281

⑨航空旅客保安検査場の通路					282
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	81	車いす使用者、その他金属探知機に反応することが明らかな器具等を使用する者については、門型の金属探知機を通過しなくて済むよう、十分な広さを有する別通路を設けるとともに、その旨の案内表示を行う。	車椅子使用者、その他金属探知機に反応することが明らかな器具等を使用する者については、門型の金属探知機を通過しなくて済むよう、十分な広さを有する別通路を設けるとともに、その旨の案内表示を行う。	いす⇒椅子	283
通路の幅	81	○幅90cm以上とする。	◎有効幅90cm以上とする。		◎有効幅90cm以上とする。
案内表示	81	○金属探知機に反応する車椅子使用者、医療器具等の使用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくて済む旨の案内表示をする。	○金属探知機に反応する車椅子使用者、医療器具等の使用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくて済む旨の案内表示をする。		○金属探知機に反応する車椅子使用者、医療器具等の使用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくて済む旨の案内表示をする。
保安検査場における聴覚障害者の案内	81	○筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	◎筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		◎筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。
	81	○この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	◎この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		◎この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。
	81	○筆談用具がある旨の表示については、職員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、職員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		○筆談用具がある旨の表示については、職員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。
参考	81	4-30: 保安検査場の詳細	4-30: 保安検査場の詳細		289
コラム			事前の情報提供として検査の一覧の流れをデジタルサイネージ等で紹介している事例の追加。	委員会意見を踏まえて追加。発達障害者等は検査で行われる一連の流れを把握していないとパニックになるおそれがある。	290
⑩航空旅客搭乗橋					291
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方		搭乗橋は伸縮部分、可動部分を含む構造であるが、可能な限り移動等円滑化に配慮する。	搭乗橋は伸縮部分、可動部分を含む構造であるが、可能な限り移動等円滑化に配慮する。		292
幅	82	○幅90cm以上とする。	◎有効幅90cm以上とする。		◎有効幅90cm以上とする。
勾配	82	○渡り板部分を除き、1/12以下とする。	◎渡り板部分を除き、1/12以下とする。		◎渡り板部分を除き、1/12以下とする。
	82	○渡り板部分についても、移動等円滑化に配慮し、可能な限り勾配を緩やかにする。	○渡り板部分についても、移動等円滑化に配慮し、可能な限り勾配を緩やかにする。		○渡り板部分についても、移動等円滑化に配慮し、可能な限り勾配を緩やかにする。
手すり	82	○可動部分等を除き、両側に手すりを設置する。	◎可動部分等を除き、手すりを設置する。		◎可動部分等を除き、手すりを設置する。
			○上記手すりは両側に設置する。		○上記手すりは両側に設置する。
	82	○伸縮部の渡り板部分には両側に手すりを設置する。	◎伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。		◎伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。
			○上記手すりは両側に設置する。		○上記手すりは両側に設置する。
床の表面	82	○床の表面は滑りにくい仕上げとする。	◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。		◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。
視覚障害者誘導用ブロック	82	○旅客搭乗橋については、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。	◎旅客搭乗橋については、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。		◎旅客搭乗橋については、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
渡り板	82	○板の表面は滑りにくい仕上げとする。	○渡り板の表面は滑りにくい仕上げとする。		○渡り板の表面は滑りにくい仕上げとする。
段差の解消	82	○旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を設置する。	◎旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備える。		◎旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備える。



			◇空港毎の設置条件等を勘案した上で、段差のないステップレスボーディングブリッジの導入を検討することが望ましい。	【論点6】アンケート結果より、段差の無い搭乗橋を導入している空港は約2割、今後導入を検討している空港は約2割である。搭乗までの移動等円滑化に有効と考えられる段差の無い搭乗橋について、空港毎の設置条件等を踏まえた導入の検討を行うことについて、「望ましい整備内容」として推奨する。	306
参考	82	4-31:航空旅客搭乗橋の詳細	4-31:航空旅客搭乗橋の詳細		307
コラム	83	・成田国際空港の事例 ■車いす旅客が自分の車いすで搭乗ゲートまで行った場合にも、航空会社スタッフが容易に搭乗橋からエプロンへ運搬できるようにダムウェーターを設置している。	航空旅客搭乗橋が設置されていない、あるいは利用できない乗降スポットにおいては、人的介助や航空機側のタラップの活用といった運用に加え、パッセンジャーボーディングリフト等の導入や固定橋エレベータの活用等の対応が有効である。 ・成田国際空港の事例 ■車いす旅客が自分の車いすで搭乗ゲートまで行った場合にも、航空会社スタッフが容易に搭乗橋からエプロンへ運搬できるようにダムウェーターを設置している。	【論点8】小型機の利用が増大している等の情勢変化を踏まえ、PBBが設置されていない空港について、空港ビルから機材乗降までのプロセスにおいて、人的支援等を含めた運用を図りつつ、PBL導入、貨物エレベーター活用等が有効である旨を、取組事例を示しつつ明記する。	308
			・旅客機までに利用するノンステップバスの事例		309
			●●●空港の事例 ■ステップレスボーディングリフト・ランプ		310
<b>空港旅客搭乗改札口</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
幅			◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とする。		◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とする。
<b>⑪歩道</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	84	空港敷地外(公道)と空港旅客施設間を結ぶ構内道路等には、必要に応じて歩道等を設置し、高齢者や身体障害者等が安全かつ円滑に移動できるよう配慮する。なお、旅客ターミナルビル前の車寄せ(カーブサイド、アイランド)については、第6章⑧乗降場による。	空港敷地外(公道)と空港旅客施設間を結ぶ構内道路等には、必要に応じて歩道等を設置し、高齢者や身体障害者等が安全かつ円滑に移動できるよう配慮する。なお、旅客ターミナルビル前の車寄せ(カーブサイド、アイランド)については、第6章⑧乗降場による。		
歩道等の有効幅員	84	○歩道等の有効幅員は、道路構造令に準じ、歩道については3.5m(歩行者交通量の多い道路)または2m(その他の道路)以上、自転車歩行者道においては4m(歩行者交通量の多い道路)または3m(その他の道路)以上確保する。	○歩道等の有効幅員は、道路構造令に準じ、歩道については3.5m(歩行者交通量の多い道路)または2m(その他の道路)以上、自転車歩行者道においては4m(歩行者交通量の多い道路)または3m(その他の道路)以上確保する。		
舗装	84	○平たんで滑りにくい舗装とする。	○平たんで滑りにくい舗装とする。		
	84	◇雨水を円滑に地下に浸透させることができる構造とすることが望ましい。ただし、積雪寒冷地や雨水を考慮する必要のない区間等、不適当な場所ではこの限りではない。	◇雨水を円滑に地下に浸透させることができる構造とすることが望ましい。ただし、積雪寒冷地や雨水を考慮する必要のない区間等、不適当な場所ではこの限りではない。		
こう配	84	○歩道等の縦断こう配は5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。	○歩道等の縦断こう配は5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。		
	84	○歩道等(車両乗り入れ部を除く)の横断こう配は、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。	○歩道等(車両乗り入れ部を除く)の横断こう配は、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。		
歩道等と車道等の分離	84	○歩道等には、車道から明確に分離するため、車道等に接続して縁石部を設ける。縁石部の車道等に対する高さ15cm以上とし、当該道路の構造および交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。	○歩道等には、車道から明確に分離するため、車道等に接続して縁石部を設ける。縁石部の車道等に対する高さ15cm以上とし、当該道路の構造および交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。		
歩道の高さ	84	○歩道等(縁石を除く)の車道等に対する高さは、5cmを標準とする。ただし、横断歩道接続部にあつてはこの限りではない。また、乗合自動車停車場および車両乗り入れ部については、その状況を考慮して定める。	○歩道等(縁石を除く)の車道等に対する高さは、5cmを標準とする。ただし、横断歩道接続部にあつてはこの限りではない。また、乗合自動車停車場および車両乗り入れ部については、その状況を考慮して定める。		

横断歩道接続部	84	○横断歩道に接続する歩道等の縁端は、車いす使用者が円滑に移動でき、かつ視覚障害者が境界を判断できるよう、2cmの段差を標準とし、2cm未満とする場合は、視覚障害者が識別できる構造とする。またこの場合、縁端部は極力横断歩道の方向と垂直となるよう配慮する必要がある。	○横断歩道に接続する歩道等の縁端は、車いす使用者が円滑に移動でき、かつ視覚障害者が境界を判断できるよう、2cmの段差を標準とし、2cm未満とする場合は、視覚障害者が識別できる構造とする。またこの場合、縁端部は極力横断歩道の方向と垂直となるよう配慮する必要がある。		324
	84	○横断歩道に接続する歩道等の部分には、車いす使用者が円滑に横断歩道を渡るために、信号待ちする車椅子使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保する。	○横断歩道に接続する歩道等の部分には、車いす使用者が円滑に横断歩道を渡るために、信号待ちする車椅子使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保する。		325
	84	○横断歩道上等に雨水が滞ることのないよう、適切な位置に雨水ます等を設ける。横断歩道の進行方向上に雨水ますを設ける場合は、車椅子の前輪、白杖が落ち込むことのないよう配慮する必要がある。	○横断歩道上等に雨水が滞ることのないよう、適切な位置に雨水ます等を設ける。横断歩道の進行方向上に雨水ますを設ける場合は、車椅子の前輪、白杖が落ち込むことのないよう配慮する必要がある。		326
視覚障害者誘導用ブロック	84	○歩道など、視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する方法により、視覚障害者の誘導を行なう。	○歩道など、視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する方法により、視覚障害者の誘導を行なう。		327
	84	○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。	○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。		328
	84	◇視覚障害者の移動の円滑化のために、今後の技術開発の動向を勘案の上、音響・音声による案内方式を考慮する。	◇視覚障害者の移動の円滑化のために、今後の技術開発の動向を勘案の上、音響・音声による案内方式を考慮する。		329
防雪施設	84	◇歩道等において、必要に応じ、積雪または凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しい支障が生じないよう配慮することが望ましい。	◇歩道等において、必要に応じ、積雪または凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しい支障が生じないよう配慮することが望ましい。		330
参考	85	4-32:歩道等の有効幅員	4-32:歩道等の有効幅員		331
	85	4-33:雨水溝ふた(グレーチング)及び円形側溝の例	4-33:雨水溝ふた(グレーチング)及び円形側溝の例		332
	86	4-34:横断歩道等に接続する歩道等の部分	4-34:横断歩道等に接続する歩道等の部分		333

## 第5章 誘導案内設備に関する計画資料

①視覚表示設備						337
■サインシステム						338
●基本的事項						339
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	340
考え方	87	一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車いす使用者の視点は一般歩行者よりおよそ40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多い、日本語のわからない訪日外国人が多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えている。移動等円滑化をめざす視覚表示設備の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要である。サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持つ。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式(表示方法とデザイン)、掲出位置(掲出高さや平面上の位置など)の三要素を考慮することが不可欠である。さらにサインの情報内容や表現様式、掲出位置を、体系的なシステムとして整備し、また可変式情報表示装置を、状況により変化するニーズに合った情報をタイムリーに表示する方式として整備することが、移動しながら情報を得たい利用者にわかりやすく情報を伝達する基本条件になる。	一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車椅子使用者の視点は一般歩行者よりおよそ40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多い、日本語のわからない訪日外国人が多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えている。移動等円滑化をめざす視覚表示設備の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要である。サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持つ。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式(表示方法とデザイン)、掲出位置(掲出高さや平面上の位置など)の三要素を考慮することが不可欠である。さらにサインの情報内容や表現様式、掲出位置を、体系的なシステムとして整備し、また可変式情報表示装置を、状況により変化するニーズに合った情報をタイムリーに表示する方式として整備することが、移動しながら情報を得たい利用者にわかりやすく情報を伝達する基本条件になる。		341	



サインの種別	87	○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。 ・誘導サイン類:施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類:施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類:乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類:利用者の行動を規制するのに必要なサイン	○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。 ・誘導サイン類:施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類:施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類:乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類:利用者の行動を規制するのに必要なサイン	○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。 ・誘導サイン類:施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類:施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類:乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類:利用者の行動を規制するのに必要なサイン	342
表示方法	87	○出入口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。	○出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。	○出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。	343
	87	◇地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。	◇地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。	◇地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。	344
	87	○英語を併記する場合、英訳できない固有名词にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。	○英語を併記する場合、英訳できない固有名词にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。	○英語を併記する場合、英訳できない固有名词にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。	345
	87	◇固有名词のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。	◇固有名词のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。	◇固有名词のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。	346
	87	◇書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。	◇書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。	◇書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。	347
	87	○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。	○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。	○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。	348
	87	◇弱者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することが望ましい。	○掲示位置については、ロービジョン者等に配慮して、可能な限り、接近できる位置、視点の高さに配置する。	○掲示位置については、ロービジョン者等に配慮して、可能な限り、接近できる位置、視点の高さに配置する。	349
	87	○安全色に関する色彩は、別表2-1による。出口に関する表示は、このJIS規格により黄色とする。	○安全色に関する色彩は、別表●-●に示すJIS Z9103による。出口に関する表示は、別表●-●に示すJISZ9103により黄色とする。	○安全色に関する色彩は、別表2-2-1に示すJIS Z9103による。出口に関する表示は、別表2-2-1に示すJISZ9103により黄色とする。	350
	87	○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。	○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。	○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。	351
	87	○サインの図色と地色の明度差、彩度差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。	○サインの図色と地色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を大きくすること等により容易に識別できるものとする。	○サインの図色と地色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を大きくすること等により容易に識別できるものとする。	352
	87-88	○色覚障害者に配慮し、参考5-5を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。 留意すべき色の選択例: ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。 見分けにくい色の組み合わせ例: ・「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見分けが困難 ・輝度コントラストには敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ない。 また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法にも配慮する。	○色覚異常の利用者に配慮し、参考2-2-5を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を確保した表示とする。 留意すべき色の選択例: ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。 見分けにくい色の組み合わせ例: ・「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見分けが困難 ・輝度コントラストには敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ない。 また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法にも配慮する。	○色覚異常の利用者に配慮し、参考2-2-5を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を確保した表示とする。 留意すべき色の選択例: ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。 見分けにくい色の組み合わせ例: ・「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見分けが困難 ・輝度コントラストには敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ない。 また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法にも配慮する。	353
	88	◇サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。	◇サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。	◇サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。	354
88	○ピクトグラムは、JIS Z8210に示された図記号を用いる。また、その他、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号を活用する。	○エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は公共用通路に直接通ずる出入口の付近に設けられる、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識(ピクトグラム)を設けなければならない。また、その標識(ピクトグラム)はJISZ8210に適合するものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	○エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は公共用通路に直接通ずる出入口の付近に設けられる、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識(ピクトグラム)を設けなければならない。また、その標識(ピクトグラム)はJISZ8210に適合するものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	355	

			◎公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。以下同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		◎公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。以下同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	356	
			○移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備について、誘導サイン等他の設備の整備状況を踏まえ、必要な場合には乗降場又はその付近にも整備する。		○移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備について、誘導サイン等他の設備の整備状況を踏まえ、必要な場合には乗降場又はその付近にも整備する。	357	
	◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくならないように配慮することが望ましい。	◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくならないように配慮することが望ましい。			◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくならないように配慮することが望ましい。	358	
			○ゲート番号の表示や設備の存在を示すためのサインは遠方からでも確認できる大きさのものとする。	国交省ガイドラインの表現を一部修正。 番線表示⇒ゲート番号	○番線表示や設備の存在を示すためのサインは遠方からでも確認できる大きさのものとする。	359	
			○視野欠損のロービジョン者などは極端に大きな文字等の場合には一部だけしか見えないなど表示内容を判読できないケースがあるため、文字等の表示の大きさに配慮する。		○視野欠損のロービジョン者などは極端に大きな文字等の場合には一部だけしか見えないなど表示内容を判読できないケースがあるため、文字等の表示の大きさに配慮する。	360	
			◇移動等円滑化された経路等(乗り継ぎ経路含む)を高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう、標識等により誘導することが望ましい。		◇移動等円滑化された経路等(乗り継ぎ経路含む)を高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう、標識等により誘導することが望ましい。	361	
乗換経路等誘導時の配慮			○エレベーターの設置されている出入口の位置が遠方からでも把握できるように大きなピクトグラム等で表示する。		○エレベーターの設置されている出入口の位置が遠方からでも把握できるように大きなピクトグラム等で表示する。	362	
			○他事業者間・他交通モードへの乗り継ぎ経路への誘導にあつては、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。	●案内サインの「乗換経路等誘導時の配慮」から移動	○他事業者間・他交通モードへの乗り継ぎ経路への誘導にあつては、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。	363	
			◇隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあつては、施設設置管理者間で協議調整の上、表示する情報内容を統一し、案内サインがとぎれないよう留意すること。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては、協議会等を設置して検討する。	●案内サインの「乗換経路等誘導時の配慮」から移動	◇隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあつては、施設設置管理者間で協議調整の上、表示する情報内容を統一し、案内サインがとぎれないよう留意すること。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては、協議会等を設置して検討する。	364	
求められる配慮			・必要に応じてデジタルサイネージやICT等を活用して緊急時やタイムリーな情報を多言語化すること等により個別の状況に合わせた情報を提供することが望まれる。			365	
			・管轄が異なる施設が隣接・併設・直結している場合には、関係する事業者同士で協議を行い統一した情報提供を行うよう調整することが望まれる。			366	
<b>●誘導サイン・位置サイン</b>							367
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	368	
表示する情報内容	88	○誘導サイン類に表示する情報内容は、別表5-3のうち必要なものとする。	○誘導サイン類に表示する情報内容は、別表●-●のうち必要なものとする。		○誘導サイン類に表示する情報内容は、別表2-2-3のうち必要なものとする。	369	
	88	○誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備にかかるものを優先的に表示する。	○誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備にかかるものを優先的に表示する。		○誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備にかかるものを優先的に表示する。	370	
	88	◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。	◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。		◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。	371	
	88	○位置サイン類に表示する情報内容は、別表5-4のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。	○位置サイン類に表示する情報内容は、別表●-●のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。		○位置サイン類に表示する情報内容は、別表2-2-4のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。	372	
	88	○位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、前述の設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。	○位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、移動等円滑化のための主要な設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。		○位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、移動等円滑化のための主要な設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。	373	
表示面と器具のデザイン	88	◇誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。	◇誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。		◇誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。	374	
表示面の向きと掲出高さ	88	○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。	○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。		○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。	375	



	88	○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車椅子使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。	○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車椅子使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。		○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車椅子使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。	376
	88	○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくならないよう配慮する。	○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくならないよう配慮する。		○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくならないよう配慮する。	377
	88	◇動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することが望ましい。	◇動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することが望ましい。		◇動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することが望ましい。	378
配置位置と配置間隔	88	○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。	○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。		○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。	379
	88	○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。	○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。		○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。	380
	88	◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。	◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。		◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。	381
	88	○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。	○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。		○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。	382
					<b>【削除】</b> ◇移動円滑化された経路を分かりやすく表示することが望ましい。	383
<b>●案内サイン</b>						384
	P	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	385
表示する情報内容	89	○構内案内図に表示する情報内容は、別表5-5のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。	○構内案内図に表示する情報内容は、別表●-●のうち移動等円滑化のための主要な設備とする。		○構内案内図に表示する情報内容は、別表2-2-5のうち移動等円滑化のための主要な設備とする。	386
	89	○構内案内図には移動等円滑化された経路を明示する。	○構内案内図には移動等円滑化された経路を明示する。		○構内案内図には移動等円滑化された経路を明示する。	387
	89	○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表5-6のうち必要なものとする。	○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表●-●のうち必要なものとする。		○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表2-2-6のうち必要なものとする。	388
					◇ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を掲出することが望ましい。	389
表示面と器具のデザイン	89	◇案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。	◇案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。		◇案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。 参考2-2-9	390
	89	◇構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましい。	◇構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましい。		◇構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましい。	391
表示面の向きと掲出高さ	89	◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。	◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。		◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。	392
	89	◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましい。	◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましい。		◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましい。	393
	89	○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車椅子使用者が共通して見やすい高さとする。	○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車椅子使用者が共通して見やすい高さとする。		○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車椅子使用者が共通して見やすい高さとする。	394
			○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないように配慮しつつ、車椅子使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。		○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないように配慮しつつ、車椅子使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。	395
			○券売機上部に掲出する運賃表の幅は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。		○券売機上部に掲出する運賃表の幅は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。	396

	89	○案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくならないよう配慮する。	○案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくならないよう配慮する。		○案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくならないよう配慮する。	397
配置位置と配置間隔	89	○構内案内図は、出入口付近など利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。	○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	398
	89	◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することが望ましい。	◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することが望ましい。		◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することが望ましい。	399
			◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することが望ましい。		◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することが望ましい。	400
			◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することが望ましい。		◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することが望ましい。	401
	89	◇地下駅等におけるバリアフリー化された経路上ではない各出入口において、エレベーターが設置されている出入口までを示す位置案内図等を設置し、バリアフリー化された経路への誘導経路を示すことが望ましい。	◇地下駅等における移動等円滑化された経路上ではない各出入口において、エレベーターが設置されている出入口までを示す位置案内図等を設置し、移動等円滑化された経路への誘導経路を示すことが望ましい。		◇地下駅等における移動等円滑化された経路上ではない各出入口において、エレベーターが設置されている出入口までを示す位置案内図等を設置し、移動等円滑化された経路への誘導経路を示すことが望ましい。	402
その他					403	
乗換経路等誘導時の配慮	89	◇隣接する他社線、公共空間とは連続的に誘導サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあたっては、施設設置管理者間で協議調整の上、表示する情報内容を統一し、誘導サインがとぎれないよう留意する。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては、協議会等を設置して検討する。		●基本事項の「乗換経路等誘導時の配慮」に移動		404
	89	○他の事業者や他の公共交通機関への乗り換え経路への誘導にあたっては、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。		●基本事項の「乗換経路等誘導時の配慮」に移動		405
<b>■可変式表示装置</b>						406
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	407
			◎ <b>旅客機</b> の運航に関する情報(行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。)を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	<b>国交省ガイドラインの表現を一部修正。</b> 車両等⇒ <b>旅客機</b>	◎車両等の運行(運航も含む。)に関する情報(行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。)を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	408
表示する情報内容	90	○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行(運航)に関する情報とする。	○平常時に表示する情報内容は、 <b>ゲート番号、出発時刻、便名、行先など、旅客機</b> の運航に関する情報(行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。)とする。	<b>国交省ガイドラインの表現を一部修正。</b> 発車番線⇒ <b>ゲート番号</b> 発車時刻⇒ <b>出発時刻</b> 車両種別⇒ <b>便名</b> 車両等⇒ <b>旅客機</b>	○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行(運航も含む。)に関する情報(行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。)とする。	409
	90	◇運航の異常に関連して、遅れ状況、遅延理由、運航再開予定時刻など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供することが望ましい。この場合、緊急時の表示メニューを用意することも有効である。ネットワークを形成する他の交通機関の運行・運航に関する情報も、提供することが望ましい。	○ <b>旅客機</b> の運航の異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運航再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。なお、可変式情報表示装置による変更内容の提供が困難な場合には、ボードその他の文字による情報提供ができる設備によって代えることができる。	<b>国交省ガイドラインの表現を一部修正。</b> 車両等⇒ <b>旅客機</b>	○車両等の運行(運航も含む。)の異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運航再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。なお、可変式情報表示装置による変更内容の提供が困難な場合には、ボードその他の文字による情報提供ができる設備によって代えることができる。	410
			◇ネットワークを形成する他の交通事業者の運行(運航を含む。)に関する情報(行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。)も、提供することが望ましい。		◇ネットワークを形成する他の交通事業者の運行(運航を含む。)に関する情報(行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む。)も、提供することが望ましい。	411
	90	○簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。	○簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。また、必要に応じて図やイラストを用いて情報を提供する。		○簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。また、必要に応じて図やイラストを用いて情報を提供する。	412
	90	◇欠航・遅延の別や運航障害発生の原因等の情報を、欠航が発生した場合、事故等の要因により遅延が発生した場合に提供することが望ましい。	◇欠航・遅延の別や運航障害発生の原因等の情報を、運休が発生した場合、事故等の要因により遅延が発生した場合に提供することが望ましい。		◇運休(欠航を含む)・遅延の別や運行(運航を含む)障害発生の原因等の情報を、運休(欠航を含む)が発生した場合、事故等の要因により遅延が発生した場合に提供することが望ましい。	413
90	○異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中であることを継続的に示す。	○異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中であることを継続的に示す。		○異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中であることを継続的に示す。	414	



表示方式	90	◇表示方式は、文字等が均等な明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の明度の差を大きくすること、文字を大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。	◇表示方式は、文字等が均等な明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすること、文字を大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。		◇表示方式は、文字等が均等な明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を大きくすること、文字を大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。	415	
	90	○色覚障害者に配慮し、参考5-5を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。	○色覚異常の利用者に配慮し、参考●-●を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を確保した表示とともに、必要に応じて文字や記号等を付加して情報を提供する。		○色覚異常の利用者に配慮し、参考2-2-5を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を確保した表示とともに、必要に応じて文字や記号等を付加して情報を提供する。	416	
	90	◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくならないように配慮することが望ましい。	◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくならないように配慮することが望ましい。		◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくならないように配慮することが望ましい。	417	
案内放送による提供	90	○上述の情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。	○上述の情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。		○上述の情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。	418	
配置位置	90	○可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行・運航により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。	○旅客機の運航用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運航により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。		○車両等の運行(運航を含む。)用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行(運航を含む。)により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。	419	
	90	◇可変式情報表示装置の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一することが望ましい。	◇可変式情報表示装置の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一することが望ましい。		◇可変式情報表示装置の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一することが望ましい。	420	
別表	91	5-1: JIS Z9103-2005「安全色・一般的事項」に示されている安全色の表示事項及び使用箇所	5-1: JIS Z9103-2005「安全色・一般的事項」に示されている安全色の表示事項及び使用箇所			421	
	92	5-2: 標準案内図記号	5-2: 標準案内図記号			422	
	98	5-3: 誘導サイン類に表示する情報内容	5-3: 誘導サイン類に表示する情報内容			423	
	98	5-4: 位置サイン類に表示する情報内容	5-4: 位置サイン類に表示する情報内容			424	
	98	5-5: 構内案内図に表示する情報内容	5-5: 構内案内図に表示する情報内容			425	
	99	5-6: 旅客施設周辺案内図に表示する情報内容	5-6: 旅客施設周辺案内図に表示する情報内容			426	
参考	100	5-1: ヘボン式ローマ字つづり	5-1: ヘボン式ローマ字つづり			427	
	101	5-2: 角ゴシック体の書体例	5-2: 角ゴシック体の書体例			428	
	101	5-3: 文字の大きさの選択の目安	5-3: 文字の大きさの選択の目安			429	
	102	5-4: 図色と地色の明度対比例	5-4: 図色と地色の明度対比例			430	
	103	5-5: 色覚障害者の色の見え方と区別の困難な組み合わせ～大多数を占める赤緑色覚障害(1型色覚、2型色覚)の特徴	5-5: 色覚障害者の色の見え方と区別の困難な組み合わせ～大多数を占める赤緑色覚障害(1型色覚、2型色覚)の特徴			431	
	106	5-6: 輝度からみたサイン器具の考え方	5-6: 輝度からみたサイン器具の考え方			432	
	107	5-7: 誘導サインと位置サインの表示例	5-7: 誘導サインと位置サインの表示例			433	
	109	5-8: 遠くから視認するサインの掲出高さの考え方	5-8: 遠くから視認するサインの掲出高さの考え方			434	
	111	5-9: 情報コーナーの表示名	5-9: 情報コーナーの表示名			435	
	111	5-10: 近くから視認するサインの提出高さの考え方	5-10: 近くから視認するサインの提出高さの考え方			436	
	112	5-11: 運賃表の幅の考え方	5-11: 運賃表の幅の考え方			437	
コラム	104	「色覚障害の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ」の一例 背景の色と文字やサインの色について	「色覚障害の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ」の一例 背景の色と文字やサインの色について			438	
			ICTやデジタルサイネージによる情報提供事例	羽田空港等、好事例があれば記載を検討		439	
<b>②視覚障害者誘導案内用設備</b>							440
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	441	

<p>考え方</p>	<p>113 視覚障害者誘導用ブロックは、現時点では視覚障害者の誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが有効である。敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要がある。また、視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要がある。視覚障害者の誘導手法としては、音声・音響による案内も有効である。</p> <p>なお、空港旅客施設においては、日常的利用者数が少ないことや搭乗口が多いことなどから、視覚障害者単独での利用が難しい点もあり、また航空会社職員等が常駐し人的介助にあたっていることなどから、移動円滑化基準第9条但書に基づき、チェックインカウンターまたは出発ロビー案内所から搭乗口まで、及び降機後到着ロビーまでは、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができるものとする。</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックは、現時点では視覚障害者の誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが有効である。敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、施設の規模や運用の状況を踏まえて、敷設の方法や誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要がある。また、視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要がある。視覚障害者の誘導手法としては、音声・音響による案内も有効である。</p> <p>なお、空港旅客施設においては、日常的利用者数が少ないことや搭乗口が多いことなどから、視覚障害者単独での利用が難しい点もあり、また航空会社職員等が常駐し人的介助にあたっていることなどから、移動円滑化基準第9条但書に基づき、チェックインカウンターまたは出発ロビー案内所から搭乗口まで、及び降機後到着ロビーまでは、人的サポートが行われていることを前提に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができるものとする。</p>	<p>移動等円滑化基準の第9条の但し書きは現行のガイドラインの内容を継承。</p> <p>【論点4】アンケートの結果より、規模の小さい空港では、広範囲に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する空港がある一方で、拠点空港など規模が大きい空港では、施設整備と人的支援を組み合わせる誘導案内を行っている空港が多い。視覚障害者誘導用ブロック等の設置に関し、人的介助の役割が大きいといった空港の運用面の特性を踏まえ、敷設場所の考え方を示す(カーブサイドから出入口を経てチェックインカウンター・案内所まで設置する等)。</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックは、現時点では視覚障害者の誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが有効である。敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要がある。また、視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要がある。視覚障害者の誘導手法としては、音声・音響による案内も有効である。</p>	<p>442</p>
			<p>鉄道駅特有の内容であるため採用しない。</p>	<p>&lt;鉄軌道駅の改札口&gt; 改札口は、鉄道を利用する際の起終点となる場所であるとともに、駅員とコミュニケーションを図り、人的サポートを求めることのできる場所でもあるため、その位置を音響案内で知らせることが重要である。 なお、改札口付近においては駅職員等が勤務していることから、音量、音質、設置位置など騒音とならないよう配慮することが必要となる。 なお、複数事業者が乗り入れている駅等で異なる事業者の改札口が隣接する場合の音響案内については、音声案内を付加すること等により区別できるようにすれば、より利便性が高まる。</p>	<p>443</p>
	<p>113 &lt;エスカレーター&gt; 視覚障害者のエスカレーター利用にあたっては、位置や進入可否、行き先、上下方向の確認が困難となっている。従って、単独でエスカレーターを利用している視覚障害者の円滑な移動を図るためには、進入可能なエスカレーター(時間帯によって上下方向が変更されるエスカレーターや自動運転エスカレーターを含む)において、音声により、その位置と行き先及び上下方向が分かることが必要である。また、逆方向のエスカレーターへの誤進入を避けるため、進入不可能なエスカレーターにおいては、音声案内を行わないこととする。なお、注意喚起案内を行っているエスカレーターについては、案内のタイミングが重ならないよう配慮することが必要である。 エスカレーターの音声案内については、視覚障害者が環境認知に音源定位を活用していること踏まえ、乗り口を特定しやすいよう、乗り口に近い位置に音源を設置すべきである。また、エスカレーター内蔵型ではないスピーカーを用いて音声案内を行う場合には、利用者と対面する通路方向に指向性を持たせることが有効となる。</p>	<p>考え方 &lt;エスカレーター&gt; 視覚障害者のエスカレーター利用にあたっては、位置や進入可否、行き先、上下方向の確認が困難となっている。従って、単独でエスカレーターを利用している視覚障害者の円滑な移動を図るためには、進入可能なエスカレーター(時間帯によって上下方向が変更されるエスカレーターや自動運転エスカレーターを含む)において、音声により、その位置と行き先及び上下方向が分かることが必要である。また、逆方向のエスカレーターへの誤進入を避けるため、進入不可能なエスカレーターにおいては、音声案内を行わないこととする。なお、注意喚起案内を行っているエスカレーターについては、案内のタイミングが重ならないよう配慮することが必要である。 エスカレーターの音声案内については、視覚障害者が環境認知に音源定位を活用していること踏まえ、乗り口を特定しやすいよう、乗り口に近い位置に音源を設置すべきである。また、音声案内を行う場合には、利用者と対面する通路方向に指向性を持たせることが有効となる。 視覚障害者におけるエスカレーター利用のニーズは高く、エスカレーターを使用できる環境を整備する必要があると考えられる。一方で、安全性への配慮が必須であり、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に加え、音声案内などでエスカレーターの位置や行き先をよりわかりやすくする等の工夫が必要である。</p>		<p>考え方 &lt;エスカレーター&gt; 視覚障害者のエスカレーター利用にあたっては、位置や進入可否、行き先、上下方向の確認が困難となっている。従って、単独でエスカレーターを利用している視覚障害者の円滑な移動を図るためには、進入可能なエスカレーター(時間帯によって上下方向が変更されるエスカレーターや自動運転エスカレーターを含む)において、音声により、その位置と行き先及び上下方向が分かることが必要である。また、逆方向のエスカレーターへの誤進入を避けるため、進入不可能なエスカレーターにおいては、音声案内を行わないこととする。なお、注意喚起案内を行っているエスカレーターについては、案内のタイミングが重ならないよう配慮することが必要である。 エスカレーターの音声案内については、視覚障害者が環境認知に音源定位を活用していること踏まえ、乗り口を特定しやすいよう、乗り口に近い位置に音源を設置すべきである。また、音声案内を行う場合には、利用者と対面する通路方向に指向性を持たせることが有効となる。 視覚障害者におけるエスカレーター利用のニーズは高く、エスカレーターを使用できる環境を整備する必要があると考えられる。一方で、安全性への配慮が必須であり、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に加え、音声案内などでエスカレーターの位置や行き先をよりわかりやすくする等の工夫が必要である。</p>	<p>444</p>



				<p>※ 平成25年度に視覚障害者のエスカレーター誘導に関する調査研究(公益財団法人交通エロロジー・モビリティ財団)で実施したアンケート調査では以下のような結果となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れている駅では、視覚障害者の70%以上が単独でエスカレーターを利用している。</li> <li>・慣れていない駅では、視覚障害者の60%以上が単独でエスカレーターを利用している。</li> </ul> <p>また、平成28年度に国土交通省が実施した基準検討会時の視覚障害者へのアンケートでは以下のような結果となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段利用に慣れている施設では約80%がエスカレーターを利用している。</li> <li>・普段利用に慣れていない施設では70%以上がエスカレーターを利用している。</li> <li>・歩き慣れている施設では60%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。</li> <li>・歩き慣れていない施設では70%以上がエスカレーターを利用したいと回答している。</li> </ul>	445
	<p>&lt;トイレ&gt; 視覚障害者のトイレ利用においては、設置位置及び男女別の配置を把握することが困難となっている。 このため、視覚障害者に対しては、トイレ出入口付近において、位置と男女別が分かる音声案内を行うことが必要である。案内方式としては、設置場所の空間特性に応じて、常時式、人感知式、などの音声案内装置によって実施する。 なお、男子用、女子用、多機能トイレが並列している場合等、視覚障害者誘導用ブロックの誘導箇所によっては、左右の男女トイレの位置を示す音声案内だけではわかりにくい状況も考えられるため、個々の空間状況に応じて、「多機能トイレ」も案内すれば、より利便性が高まる。また、多機能トイレは入口近くに配置されていると利用しやすい。</p>	<p>&lt;トイレ&gt; 視覚障害者のトイレ利用においては、設置位置及び男女別の配置を把握することが困難となっている。このため、視覚障害者に対しては、トイレ出入口付近において、位置と男女別が分かる音声案内を行うことが必要である。案内方式としては、設置場所の空間特性に応じて、常時式、人感知式、などの音声案内装置によって実施する。 なお、男子用、女子用、多機能トイレが並列している場合等、視覚障害者誘導用ブロックの誘導箇所によっては、左右の男女トイレの位置を示す音声案内だけではわかりにくい状況も考えられるため、個々の空間状況に応じて、「多機能トイレ」も案内すれば、より利便性が高まる。また、多機能トイレは入口近くに配置されていると利用しやすい。</p>		<p>&lt;トイレ&gt; 視覚障害者のトイレ利用においては、設置位置及び男女別の配置を把握することが困難となっている。このため、視覚障害者に対しては、トイレ出入口付近において、位置と男女別が分かる音声案内を行うことが必要である。案内方式としては、設置場所の空間特性に応じて、常時式、人感知式、などの音声案内装置によって実施する。 なお、男子用、女子用、多機能トイレが並列している場合等、視覚障害者誘導用ブロックの誘導箇所によっては、左右の男女トイレの位置を示す音声案内だけではわかりにくい状況も考えられるため、個々の空間状況に応じて、「多機能トイレ」も案内すれば、より利便性が高まる。また、多機能トイレは入口近くに配置されていると利用しやすい。</p>	446
			<p>鉄道駅特有の内容であるため採用しない。</p>	<p>&lt;鉄軌道駅のプラットフォーム&gt; プラットフォームにおいては、視覚障害者に対して列車降車後に出口へ通ずる退出口の方向としての階段位置を知らせるため、階段位置を示す音響案内装置を設置することが必要である。 ただし、複数ホームが並列している駅では、隣接ホームと自ホームとの音源位置の錯誤を防ぐ必要があり、また、音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性に応じて、音量、設置位置、ホーム長軸方向への狭指向性を十分に検討する必要がある。 なお、視覚障害者のプラットフォーム上の歩行については、転落の危険性が高いため、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等による転落防止措置によって安全対策が示されている。</p>	447
			<p>鉄道駅特有の内容であるため採用しない。</p>	<p>&lt;地下駅の地上出入口&gt; 地下駅の地上出入口については、街路、建物内に設置され、視覚障害者が入口を確認することが困難となっているため、その位置を知らせることが必要とされている。地上出入口部に視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとともに、音響案内によって地上出入口の位置を知らせることも有効な案内となる。設置場所については、視覚障害者の利用する施設方面やバスとの乗り換え口など、利用状況を考慮し音響案内の優先度の高い場所とする。 一方、地下駅の地上出入口における音響案内については、周囲への騒音となる可能性があり、道路管理者、周辺の建築物の管理者等との調整も必要となるため、音量制御などにより騒音への対応を図るなどの配慮が必要である。 なお、地下駅の地上出入口と改札口が隣接する場合の音響案内については、音声案内を付加すること等により、区別できるようにすれば、より利便性が高まる。</p>	448

誘導案内の方法	114	○視覚障害者に対して、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック及び点状ブロックで構成)、音響音声案内装置(音響または言葉で設備等の位置・方向や車両等の運行・運航案内を示すもの)、触知案内図等(点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの)及び点字表示(点字で経路の行先等を示すもの)等により、誘導案内のための情報提供を行う。	◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック及び点状ブロックで構成)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。  ※音声その他の方法とは、以下に示すような方法を示す。 ・音響音声案内装置:音響または音声で設備等の位置・方向や <b>旅客機</b> の運航案内を示すもの ・触知案内図等:点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの ・点字表示:点字で経路の行先や運賃等を示すもの	<b>国交省ガイドラインの表現を一部修正。 車両等⇒旅客機</b>	◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック及び点状ブロックで構成)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。  ※音声その他の方法とは、以下に示すような方法を示す。 ・音響音声案内装置:音響または音声で設備等の位置・方向や車両等の運行・運航案内を示すもの ・触知案内図等:点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの ・点字表示:点字で経路の行先や運賃等を示すもの	449
	114	○他の公共交通機関などから出入口を経て、出発・到着ロビー内の案内所に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、視覚障害者を誘導する設備を設ける。	○他の公共交通機関などから出入口を経て、出発・到着ロビー内の案内所に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、視覚障害者を誘導する設備を設ける。			450
	114	○上記の経路上から、移動円滑化のための主要な設備であるエレベーター、トイレ及び点字等による案内板へ分岐する経路上にも同様の整備を行う。	○上記の経路上から、移動円滑化のための主要な設備であるエレベーター、トイレ及び点字等による案内板へ分岐する経路上にも同様の整備を行う。			

■視覚障害者誘導用ブロック 452

●基本事項 453

	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	
形状	114	○形状については、JIS T9251 規格に合わせたものとする。	◎形状については、JIS T9251 に合わせたものとする。		◎形状については、JIS T9251 に合わせたものとする。	454
					<b>【削除】</b> ○敷設に当たっては、JIS T9251 に規定された突起高さを確保し、確実に検知できるように施工する。	455
					<b>【削除】</b> ○プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック(点状ブロックと1本の内方線を1組としたものの呼称。以下、「ホーム縁端警告ブロック」という。)の形状については、以下の通りとする。 ・点状突起の形状および配置はJIS T9251 に準じる。 ・内方線の形状はJIS T9251 の線状ブロックの線状突起に準じる。 ・内方線と点状突起との中心間隔は原則として9cm 程度とする。	456
			○JIS に相当していないブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックをJIS に合わせたブロックに交換することが望ましい。		○JIS に相当していないブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックをJIS に合わせたブロックに交換することが望ましい。	457
線状ブロックの敷設経路				<b>鉄道駅特有の内容であるため採用しない。</b>	◎公共用通路との出入口から改札口を経て乗降口に至る経路を構成する通路等に、線状ブロックを敷設する。	458
				<b>上記との関連項目のため採用しない。</b>	○通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。	459
				<b>上記との関連項目のため採用しない。</b>	◎上記の経路上から、移動円滑化のための主要な設備であるエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤、トイレの出入口、乗車券等販売所(券売機を含む)及び触知案内図等(音によるものを除く)へ分岐する経路上にも線状ブロックを敷設する。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。	460
	114	○線状ブロックは、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。	○線状ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。また歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置きの手すり等から適度に離れた道すじに敷設する。	<b>上記との関連項目のため採用しない。</b>	○上記分岐する経路では、往経路と復経路を別としない。 ○線状ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。また歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置きの手すり等から適度に離れた道すじに敷設する。	461
						462
						463



	114	○視覚障害者の移動の際に屈曲経路が続くことにより進行方向を錯誤しないよう、短い距離にL字形、クランクによる屈曲部が連続的に配置されないよう配慮する。	○視覚障害者の移動の際に屈曲経路が続くことにより進行方向を錯誤しないよう、短い距離にL字形、クランクによる屈曲部が連続的に配置されないよう配慮する。		○視覚障害者の移動の際に屈曲経路が続くことにより進行方向を錯誤しないよう、短い距離にL字形、クランクによる屈曲部が連続的に配置されないよう配慮する。	464	
	114	◇他社線旅客施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、色のコントラストなどを統一的連続的に敷設することが望ましい。	◇他社線旅客施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)などを統一的連続的に敷設することが望ましい。		◇他社線旅客施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)などを統一的連続的に敷設することが望ましい。	465	
	114	○線状ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。また歩行できるスペースが確保できるよう、壁面、柱や床置き等の什器等から適度に離れた道すじに敷設する。	○線状ブロックは、構造上やむを得ない場合を除き、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。		○線状ブロックは、構造上やむを得ない場合を除き、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。	466	
点状ブロックの敷設経路			◎点状ブロックは、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路の、それぞれの位置に敷設する。		◎点状ブロックは、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路の、それぞれの位置に敷設する。	467	
	114	○点状ブロックは、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である出入口(扉がある場合)、階段の始末端部、触知案内図等の前、エレベーターの前、エスカレーターの前、傾斜路の始末端部、待合所・案内所の出入口(扉がある場合)、線状ブロックの分岐位置・屈曲位置・停止位置の、それぞれの位置に敷設する(詳細については後述する)。	○点状ブロックは、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である出入口(扉がある場合)、階段の始末端部、触知案内図等の前、エレベーターの前、エスカレーターの前、傾斜路の始末端部、待合所・案内所の出入口(扉がある場合)、線状ブロックの分岐位置・屈曲位置・停止位置の、それぞれの位置に敷設する(詳細については後述する)。		○点状ブロックは、上記のほか、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である出入口(戸がある場合)、触知案内図等の前、券売機その他の乗車券等販売所の前、エレベーターの前、待合所・案内所の出入口(戸がある場合)、ホームドア、可動式ホーム柵(昇降式を除く)及び固定式ホーム柵の開閉部、ホームの縁端付近及び線状ブロックの分岐位置・屈曲位置・停止位置の、それぞれの位置に敷設する。	468	
色彩	114	○黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色相の差、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、黄色以外とする。	○黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。		○黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。	469	
材質	114	○十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。	○十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。		○十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。	470	
参考	115	5-12:視覚障害者誘導用ブロックの形状(JIS T9251)	5-●:視覚障害者誘導用ブロックの形状(JIS T9251)			471	
	116	5-13:分岐部・屈曲部の敷設方法の例	5-●:分岐部・屈曲部の敷設方法の例			472	
<b>●敷設方法の詳細</b>							473
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	474	
公共用通路との境界	177	◇他の公共交通機関や公共空間等との境界は、空港旅客施設内外が連続するように敷設し、色彩や形状の統一に配慮することが望ましい。	◇公共用通路との境界は、旅客施設内外が連続するように敷設し、色彩や形状の統一に配慮することが望ましい。		◇公共用通路との境界は、旅客施設内外が連続するように敷設し、色彩や形状の統一に配慮することが望ましい。	475	
改札口					○改札口への線状ブロックの敷設経路は、有人改札口がある場合は有人改札へ誘導する。	476	
券売機					○券売機その他の乗車券等販売所への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機の位置とする。この場合、改札口への線状ブロックの敷設経路からできる限り簡単に短距離となるように分岐する。	477	
					○線状ブロックで誘導される券売機その他の乗車券等販売所の前に敷設する点状ブロックの位置は、券売機の手前30cm程度の箇所とする。	478	
					◇上記の券売機その他の乗車券等販売所は、改札口に近い券売機その他の乗車券販売所とすることが望ましい。	479	
階段	177	○階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。	○階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。		○階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。	480	
	117	○階段の始末端部に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所とする。	○階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所に60cm程度の奥行きで全幅にわたって敷設する。		○階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所に60cm程度の奥行きで全幅にわたって敷設する。	481	

			○踊り場の長さが300cmを超える場合、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。		○踊り場の長さが300cmを超える場合、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。	482	
			○階段の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。なお、屈曲部から階段始点までの距離が短く、点状ブロック同士が干渉して判別困難になる場合は、危険を生じないよう敷設方法に配慮する。		○階段の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。なお、屈曲部から階段始点までの距離が短く、点状ブロック同士が干渉して判別困難になる場合は、危険を生じないよう敷設方法に配慮する。	483	
エレベーター	117	○エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤の位置とする。	○エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤の位置とする。		○エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤の位置とする。	484	
	117	○エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤から30cm 程度離れた箇所とする。	○エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤から30cm 程度離れた箇所とする。		○エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤から30cm 程度離れた箇所とする。	485	
エスカレーター	117	○エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する程度の箇所とする。	○エスカレーター前には、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを全幅にわたって敷設する。		○エスカレーター前には、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する箇所に奥行き60cm程度の点状ブロックを全幅にわたって敷設する。	486	
			○エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。 (条件) ・乗り口方向のみに敷設する。 ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。		○エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。 (条件) ・乗り口方向のみに敷設する。 ・時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。 ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。	487	
ムービングサイドウォーク	117	○ムービングサイドウォーク始末端部の点検蓋に接する程度の箇所に点状ブロックを設置するのが望ましい。	○ムービングサイドウォーク始末端部の点検蓋に接する程度の箇所に点状ブロックを設置するのが望ましい。			488	
傾斜路	117	○傾斜路始末端部に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30cm 程度離れた箇所とする。	○傾斜路の始末端部から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。		○傾斜路の始末端部から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。	489	
			○傾斜路の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、傾斜路の始末端部から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。		○傾斜路の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、傾斜路の始末端部から30cm 程度離れた箇所に奥行き60cm 程度の点状ブロックを敷設する。	490	
			○通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。		○通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。	491	
トイレ	117	○トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。	○トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。		○トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。	492	
	117	○トイレの触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、触知案内図等から30cm 程度離れた箇所とする。	○トイレの触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、触知案内図等から30cm 程度離れた箇所とする。		○トイレの触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、触知案内図等から30cm 程度離れた箇所とする。	493	
触知案内図等	117	○触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。	○触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。		○触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。	494	
	117	○触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、案内図前端から30cm 程度離れた箇所とする。	○触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、案内図前端から30cm 程度離れた箇所とする。		○触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、案内図前端から30cm 程度離れた箇所とする。	495	
参考	118	5-14:各設備への視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の例				496	
						497	
<b>■音声・音響案内</b>							498
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	499	
			◎ <b>旅客機</b> の運航に関する情報を音声により提供するための設備を設けなければならない。	<b>国交省ガイドラインの表現を一部修正。 車両等⇒旅客機</b>	◎車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を音声により提供するための設備を設けなければならない。	500	



			○音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な移動経路に向けて流す。また、スピーカーから流す案内の音量は、その移動経路の適切な地点から確認して、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい大きさとする。 ※「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」(JIS T0902)。		○音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な移動経路に向けて流す。また、スピーカーから流す案内の音量は、その移動経路の適切な地点から確認して、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい大きさとする。 ※「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」(JIS T0902)。	501
車両等の運行に関する案内				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	○車両等の発車番線、発車時刻、行先、経由、到着、通過等のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。	502
				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	○同一のプラットフォーム上では異なる音声等で番線の違いがわかるようにする。	503
触知案内図等	音声案内装置	119	◇触知案内図等に、スピーカーを内蔵し押しボタンによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。	※「触知案内図等及び点字表示」へ移動	—	504
		119	◇この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」など分かりやすいことばを用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。	※「触知案内図等及び点字表示」へ移動	—	505
	音響案内装置	119	◇触知案内図等の位置を知らせるよう音響案内装置を設置することが望ましい。	※「触知案内図等及び点字表示」へ移動	—	506
鉄軌道駅の改札口				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	○改札口の位置を知らせるための音響案内装置を設置する。ただし、乗換専用改札口はこの限りではない。	507
				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	○有人改札口が併設されている場合には、有人改札口に上記音響案内装置を設置する。	508
鉄軌道駅の窓口				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	◇必要に応じて磁気誘導ループ等を設置することが望ましい。	509
エスカレーター	119	○進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。	◎エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。		◎エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。	510
	119	◇上記音声案内装置の設置にあたっては、乗り口に近い位置に音源を設置するか、または、乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターを設置することが望ましい。スピーカーは、可能な限り乗り口端部近くに設置し、利用者に対面する方向に指向性をもたせることが望ましい。	○なお、音声案内装置の設置にあたっては、進入可能なエスカレーターの乗り口端部に設置し、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。 ※JIS T0902「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」も参照のこととする。		○なお、音声案内装置の設置にあたっては、進入可能なエスカレーターの乗り口端部に設置し、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。 ※JIS T0902「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」も参照のこととする。	511
トイレ	119	○視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。	○視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。 ◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。		○視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。 ◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。	512
						513
鉄軌道駅のプラットフォーム上の階段				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	○ホーム上にある出口へ通ずる階段位置を知らせるため、階段始端部の上部に音響案内装置を設置する。ただし、ホーム隙間警告音、列車接近の警告音などとの混同、隣接ホームの音源位置との錯誤によって危険が避けられない場合は、この限りではない。	514
				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	○音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性・周辺騒音に応じて、設置位置、音質、音量、ホーム長軸方向への狭指向性等を十分に配慮し設置する。	515
地下駅の地上出入口				鉄道駅特有の内容であるため採用しない。	◇地下駅の移動等円滑化された経路の地上出入口において、その位置を知らせる音響案内装置を設置することが望ましい。その際、設置場所及び音量等については、駅の立地特性、周辺状況を踏まえる必要がある。なお、出入口が階段始端部となる場合には、階段区間への設置を避け、階段始端の平坦部の上部に設置する。	516
音響計画	119	◇指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内の干渉・錯綜を避けた音響計画を実施することが望ましい。	◇指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内の干渉・錯綜を避け、必要な情報が把握しやすくなるよう音響計画を実施することが望ましい。		◇指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内の干渉・錯綜を避け、必要な情報が把握しやすくなるよう音響計画を実施することが望ましい。	517

■触知案内図及び点字表示

	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン		
触知案内図等	119	○出入口付近に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を点字などでわかりやすく示した、触知案内図等を設置する。	◎公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。		◎公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	519 520	
			○出入口付近又は改札口付近(出入口と改札口が離れている場合)に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を示す音声・音響案内がない場合は、触知案内図等により案内する。		○出入口付近又は改札口付近(出入口と改札口が離れている場合)に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を示す音声・音響案内がない場合は、触知案内図等により案内する。	521	
			◇乗り換えのある旅客施設では、乗り換え経路が他の経路と分岐する位置にも触知案内図等を設置することが望ましい。		◇乗り換えのある旅客施設では、乗り換え経路が他の経路と分岐する位置にも触知案内図等を設置することが望ましい。	522	
	119	○トイレ出入口付近の視覚障害者が分かりやすい位置に、男女別及び構造を点字等で表示する	○トイレ出入口付近の視覚障害者が分かりやすい位置に、男女別及び構造を点字等で表示する。		○トイレ出入口付近の視覚障害者が分かりやすい位置に、男女別及び構造を点字等で表示する。	523	
	119	○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922規格にあわせたものとする。視覚障害者用と晴眼者用ではわかりやすい案内図の表現が異なるため、これを晴眼者用と兼用として設けることは適当ではないが、何が書かれているのか晴眼者が理解できるよう、JIS T0921規格あるいはJIS T0922規格にあわせて文字も併記する。	○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922にあわせたものとする。視覚障害者用と晴眼者用ではわかりやすい案内図の表現が異なるため、これを晴眼者用と兼用として設けることは適当ではないが、何が書かれているのか晴眼者が理解できるよう、JIS T0921あるいはJIS T0922にあわせて文字も併記する。		○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922にあわせたものとする。視覚障害者用と晴眼者用ではわかりやすい案内図の表現が異なるため、これを晴眼者用と兼用として設けることは適当ではないが、何が書かれているのか晴眼者が理解できるよう、JIS T0921あるいはJIS T0922にあわせて文字も併記する。	524	
	音声案内装置			◇触知案内図等に、スピーカーを内蔵し押しボタンによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。		◇触知案内図等に、スピーカーを内蔵し押しボタンによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。	525
				◇この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」などわかりやすいことばを用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。		◇この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、左、右」などわかりやすい言葉を用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。	526
	音響案内装置			◇触知案内図等の位置を知らせるよう音響案内装置を設置することが望ましい。		◇触知案内図等の位置を知らせるよう音響案内装置を設置することが望ましい。この場合、改札口、プラットホーム上の階段、地下駅地上出入口における音響案内とは異なるものを採用するものとする。	527
	手すりの点字表示			◎視覚障害者のために、手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。		◎視覚障害者のために、手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。	528
		119	○階段や傾斜路の手すり、視覚障害者を誘導する通路の手すりには、行先を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。	○上記の点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。		○上記の点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	529
119		○2段手すりの場合、上記の表示は上段とする。	○2段手すりの場合、上記の表示は上段とする。			530	
			○その他の視覚障害者を誘導する通路や傾斜路の手すり端部にも、当該通路や傾斜路の通ずる場所を点字で表示する。		○その他の視覚障害者を誘導する通路や傾斜路の手すり端部にも、当該通路や傾斜路の通ずる場所を点字で表示する。	531	
119		◇手すりの点字表示は、耐久性のあるものとする。	○手すりの点字表示は、はがれにくいものとする。		○手すりの点字表示は、はがれにくいものとする。	532	
			○上記手すりには、点字内容を文字で併記する。		○上記手すりには、点字内容を文字で併記する。	533	
点字運賃表					○線状ブロックで誘導した券売機付近には、点字運賃表を設置する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	534	
					○点字運賃表の駅名の表示順序は50音順とすることを原則とし、見出しを設ける。	535	
					◇点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等によりロービジョン者が容易に運賃を把握できるようにすることが望ましい。	536	
					◇点字の上に文字が重ならないように配置することが望ましい。	537	
券売機の点字表示					○線状ブロックで誘導した券売機には、運賃等の主要なボタンに点字を併記する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	538	



					◇上記券売機には、操作可能なすべてのボタン、投入・取出口を示す点字を併記することが望ましい。	539
					○点字の表示位置については、JIS T0921(縦方向に並ぶ操作ボタンの場合はその左側、横方向に並ぶボタンはその上側(スペース上やむを得ない場合は除く。))にあわせたものとする。	540
					◇線状ブロックで誘導しない券売機についても、上記同様に点字を併記することが望ましい。	541
					◇複数社の乗り入れ区間では、乗り換えボタンなどにも点字を併記することが望ましい。	542
					○点字は、はがれにくいものとする。	543
参考	121	5-15: エスカレーター内臓スピーカーの例	5-15: エスカレーター内臓スピーカーの例			544
	121	5-16: エスカレーターにおける音声案内の標準例	5-16: エスカレーターにおける音声案内の標準例			545
	122	5-17: トイレでの音声案内の例(人感知式)	5-17: トイレでの音声案内の例(人感知式)			546
	122	5-18: トイレにおける音声案内の標準例	5-18: トイレにおける音声案内の標準例			547
	126	5-19: 音案内を行う際の基礎知識	5-19: 音案内を行う際の基礎知識			548
コラム	123	・(コラム) 中部国際空港の事例(コンセプト役に立つ音情報をめざして)	・(コラム) 中部国際空港の事例(コンセプト役に立つ音情報をめざして)	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例以外も含めて検討		549
	124	・(コラム) 中部国際空港の事例(デザイン) ■乗り口と降り口が区別できるエスカレーターと動く歩道 ■エレベーターでの音と光 ■1階入口の誘導鈴	・(コラム) 中部国際空港の事例(デザイン) ■乗り口と降り口が区別できるエスカレーターと動く歩道 ■エレベーターでの音と光 ■1階入口の誘導鈴	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例以外も含めて検討		550
	125	・(コラム) 成田国際空港の事例 ■点字、インターホン案内板の設置	・(コラム) 成田国際空港の事例 ■点字、インターホン案内板の設置			551
<b>緊急時の案内用設備</b>						552
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	553
誘導標識			◇停電時などを考慮して、主要通路に蓄光式誘導標識を敷設する。(JIS Z9095 参照)ただし、消防法その他の法令の規定により停電時などを考慮した誘導案内方法が整備されている場合はこの限りでない。		◇停電時などを考慮して、主要通路に蓄光式誘導標識を敷設する。(JIS Z9095 参照)ただし、消防法その他の法令の規定により停電時などを考慮した誘導案内方法が整備されている場合はこの限りでない。	554
緊急時の案内設備			◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声・文字表示によって提供できる設備を備えることが望ましい。	【論点5】トイレのフラッシュライトについては、拠点空港では約4割が設置しており、拠点空港を除くその他の空港では設置が1空港のみとなっている。特に音声での情報を得られない聴覚障害者に対する異常時、緊急時の情報提供については課題があると考えられることから、音声情報の可視化について、望ましい整備内容として記述する。	◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声・文字表示によって提供できる設備を備えることが望ましい。	555
非常時の情報提供			・光による火災発生の情報提供については、「光警報装置の設置に係るガイドライン」、外国人来訪者等に配慮した災害情報の伝達や避難誘導の方策等については、「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン」を参考とすること。		・光による火災発生の情報提供については、「光警報装置の設置に係るガイドライン」、外国人来訪者等に配慮した災害情報の伝達や避難誘導の方策等については、「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン」を参考とすること。	556
<b>第6章 施設・設備に関する計画資料</b>						557
						558
						559
<b>①トイレ</b>						560
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	561

個別機能を備えた便房に関する用語説明			<p>A. 車椅子使用者用便房: 車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房(200cm×200cm程度の広さがあり、大型ベッドを備えたものも含まれる)</p> <p>B. 車椅子使用者用簡易型便房: 車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房でこれまで簡易型多機能便房と呼んでいた便房の広さと同程度のもの</p> <p>C. オストメイト用設備を有する便房: 腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水洗器具を設けたもの</p> <p>D. 乳幼児連れ用設備を有する便房: ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房でベビーチェア、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの</p>		<p>A. 車椅子使用者用便房: 車椅子使用者が円滑に使用できる広さを備えた便房(200cm×200cm程度の広さがあり、大型ベッドを備えたものも含まれる)</p> <p>B. 車椅子使用者用簡易型便房: 車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房でこれまで簡易型多機能便房と呼んでいた便房の広さと同程度のもの</p> <p>C. オストメイト用設備を有する便房: 腰掛便座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水洗器具を設けたもの</p> <p>D. 乳幼児連れ用設備を有する便房: ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房でベビーチェア、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの</p>	562
考え方	130	<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>多機能トイレ(公共交通移動等円滑化基準第13条第2項に適合するトイレ)は、障害者が利用しやすい場所(トイレの入口近くに設置されていると利用しやすい)に設置する。また、車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。また、障害部位により使用方法も異なることから、手すり等も右利き用、左利き用に対応したものを設置することが望ましい。</p> <p>車椅子使用者にとって、便座の高さが合わない場合や、フットサポートが便器にあたり近くに寄れない場合もあることから、便器の形状について配慮が必要である。</p> <p>また、一般トイレと同様であるが、利用者がすべらないよう、清掃後の水はけを良くする配慮が必要である。特に、車椅子使用者は、段差があれば利用が困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要である。扉は電動式のものが見やすく、非常時には外部から解錠できることが必要である。非常用通報装置の位置については、転倒時を考慮しつつ、実際に手の届く範囲に設置する必要がある。</p> <p>また、オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)はパウチを洗ったり便の漏れを処理したりすることが必要となる場合がある。多機能トイレの普及により障害者等の社会参加が促進される一方で、1つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっぱい使えない等、多くの障害者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、一般トイレにおいても、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨する。簡易型多機能便房はスペースの関係から設置が容易であり、既存の大便器の便房を改造することにより設置できる等の利点があるため、設置数を増やして絶対数の不足に対応するという意味で有効である。</p>	<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>近年、これまで整備を進めてきた多機能トイレでは、乳幼児連れやオストメイトなどそれらの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能が必要としないと思われる人が使用することなどにより、そこしか使えない車椅子使用者が利用できない問題が生じている。</p> <p>このような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、一般トイレにも簡易型多機能便房等の設置を推奨し、さらに一般便房への乳幼児連れ用設備などの機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるよう配慮してきた。</p> <p>今回の移動等円滑化基準見直しではさらに利用者の分散を促すよう、車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を設けた便房を分けて整備する考え方が示された。また、おむつ交換の需要も多いため、乳幼児連れ用設備は可能な限り車椅子使用者便房以外に設置することが必要である。</p> <p>上述の考え方に基づき、車椅子使用者が主に使用できる便房を確保したうえで、それ以外の機能をトイレ内に分散させ、これまで多機能トイレに集中していた利用者の分散化を図る記述内容をこのガイドラインで示している。</p> <p>なお、これまでの多機能トイレの整備でも考慮されてきた点や新たな配慮事項を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上の車椅子使用者用便房は異性介助に配慮し男女共用とすることを標準とする。</li> <li>・旅客施設の規模、乗降客数、周辺の障害者施設等の立地状況により車椅子使用者用便房を複数設けることが望ましい。</li> <li>・車椅子使用者用便房には障害者等の介助のために大型ベッド等を設けることが望ましい。</li> <li>・便房内の戸の把手又は自動開閉ボタンの周辺には戸の開閉等に支障となる大型ベッドなどを接近して設けないものとする。</li> <li>・自動開閉ボタンを設ける場合は車椅子使用者がボタンに円滑にアクセスできるように配慮する。</li> <li>・オストメイト用水洗器具は、温水が出る汚物流しを1以上設置する。その際、男女がそれぞれ使用できるように配慮して設置する。また、上記に加えて機能分散の観点から必要に応じて複数の便房にオストメイト用設備(この場合簡易型オストメイト用設備※でも可とする)を設置することが望ましい。</li> <li>・空港毎に異なる空間的な制約条件等を踏まえつつ、利用者にとってわかりやすい機能の配置や適切な情報提供に配慮することが望ましい。</li> </ul>	<p>【論点3】アンケート結果より、約半数の空港で機能分散を考慮していることを確認した。一方で、地方空港等規模が小さい空港では1つのトイレエリアでは機能分散が困難な場合がある。また、機能分散に伴い情報提供内容が煩雑になることについての懸念がある。トイレの機能分散については、空港毎の空間的制約等を踏まえつつ、利用者にとってわかりやすい配置や適切な情報提供にも配慮した検討が必要な旨を記述する(ピクトグラムについては引き続き検討課題)。</p>	<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>近年、これまで整備を進めてきた多機能トイレでは、乳幼児連れやオストメイトなどそれらの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能が必要としないと思われる人が使用することなどにより、そこしか使えない車椅子使用者が利用できない問題が生じている。</p> <p>このような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、一般トイレにも簡易型多機能便房等の設置を推奨し、さらに一般便房への乳幼児連れ用設備などの機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるよう配慮してきた。</p> <p>今回の移動等円滑化基準見直しではさらに利用者の分散を促すよう、車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を設けた便房を分けて整備する考え方が示された。また、おむつ交換の需要も多いため、乳幼児連れ用設備は可能な限り車椅子使用者便房以外に設置することが必要である。</p> <p>上述の考え方に基づき、車椅子使用者が主に使用できる便房を確保したうえで、それ以外の機能をトイレ内に分散させ、これまで多機能トイレに集中していた利用者の分散化を図る記述内容をこのガイドラインで示している。</p> <p>なお、これまでの多機能トイレの整備でも考慮されてきた点や新たな配慮事項を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上の車椅子使用者用便房は異性介助に配慮し男女共用とすることを標準とする。</li> <li>・旅客施設の規模、乗降客数、周辺の障害者施設等の立地状況により車椅子使用者用便房を複数設けることが望ましい。</li> <li>・車椅子使用者用便房には障害者等の介助のために大型ベッド等を設けることが望ましい。</li> <li>・便房内の戸の把手又は自動開閉ボタンの周辺には戸の開閉等に支障となる大型ベッドなどを接近して設けないものとする。</li> <li>・自動開閉ボタンを設ける場合は車椅子使用者がボタンに円滑にアクセスできるように配慮する。</li> <li>・オストメイト用水洗器具は、温水が出る汚物流しを1以上設置する。その際、男女がそれぞれ使用できるように配慮して設置する。また、上記に加えて機能分散の観点から必要に応じて複数の便房にオストメイト用設備(この場合簡易型オストメイト用設備※でも可とする)を設置することが望ましい。</li> </ul>	563
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児連れ用設備を有する便房を男女それぞれ1以上又は男女共用で設けることが望ましい。</li> <li>・高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。</li> <li>・片まひなど障害部位によりトイレの使用方法が異なることから、手すり等も左右両側の使用を想定したものとする。</li> <li>・車椅子使用者便房の戸は電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸が望ましい。また、非常時には外部から解錠できるようにする。</li> <li>・非常用通報装置の位置は、転倒も考慮し、実際に手の届く範囲に設置する。</li> </ul> <p>※腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児連れ用設備を有する便房を男女それぞれ1以上又は男女共用で設けることが望ましい。</li> <li>・高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。</li> <li>・片まひなど障害部位によりトイレの使用方法が異なることから、手すり等も左右両側の使用を想定したものとする。</li> <li>・車椅子使用者便房の戸は電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸が望ましい。また、非常時には外部から解錠できるようにする。</li> <li>・非常用通報装置の位置は、転倒も考慮し、実際に手の届く範囲に設置する。</li> </ul> <p>※腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等</p>	564
						565



配置	131	○空港旅客施設内の主なトイレについては、高齢者、障害者等の使用に配慮した多機能トイレを、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に男女共用のものを1以上設置するか男女別にそれぞれ1以上設置する。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置(一般トイレ入口付近等)に設置する。	便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること ◎便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること ◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所として、以下の要件を満たす便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。 ・車椅子使用者が円滑に利用することができる構造を有する便房(以下、「車椅子使用者用便房」という)。 ・オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房。 ◎高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。	便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること ◎便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること ◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所として、以下の要件を満たす便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。 ・車椅子使用者が円滑に利用することができる構造を有する便房(以下、「車椅子使用者用便房」という)。 ・オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房。 ◎高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。	566
	131	◇上記の場合において異性による介助を考慮すれば、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。	○異性介助に配慮し、男女共用車椅子使用者用便房を1以上設置する。	○異性介助に配慮し、男女共用車椅子使用者用便房を1以上設置する。	567
			○車椅子使用者用便房を男女別に設置する場合、異性介助の際に入りやすい位置(一般トイレの出入口付近等)に設置する。	○車椅子使用者用便房を男女別に設置する場合、異性介助の際に入りやすい位置(一般トイレの出入口付近等)に設置する。	568
			○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。	○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。	569
	131	◇男子用トイレ、女子用トイレのそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが望ましい。	○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用簡易型便房を含む)、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。	○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用簡易型便房を含む)、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。	570
			◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備(腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等)などを設置することが望ましい。	◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備(腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等)などを設置することが望ましい。	571
	131	◇男女共用の多機能トイレを2か所以上設置する場合は、右利き、左利きの車椅子使用者の車椅子から便器への移乗を考慮したものとするなどの配慮をすることが望ましい。	◇男女共用の車椅子使用者便房を2か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとするのが望ましい。	◇男女共用の車椅子使用者便房を2か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとするのが望ましい。	572
			◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。	◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。	573
			○旅客施設の複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、移動等円滑化された経路の方面ごとに、男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。	○旅客施設の複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、移動等円滑化された経路の方面ごとに、男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。	574
	配置 複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合	131	◇バリアフリー経路の方面ごとに、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に男女共用の多機能トイレを1以上設置するか男女別にそれぞれ1以上設置することが望ましい。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置(一般トイレ入口付近等)に設置する。		<b>【削除】</b> ○複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、多機能トイレの利用状況を見極め、必要に応じて、移動等円滑化された経路の方面ごとに、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に多機能トイレを男女別にそれぞれ1以上設置する。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置(一般トイレ入口付近等)に設置する。また、男女別に設置することが難しい場合は、男女共用のものを1以上設置する。
131		◇上記の場合において異性による介助を考慮すれば、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。			576
131		◇男女共用の多機能トイレを2か所以上設置する場合は、右利き、左利きの車椅子使用者の車椅子から便器への移乗を考慮したものとするなどの配慮をすることが望ましい。			577
131		◇男子用トイレ、女子用トイレのそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが望ましい。			578
案内表示	131	○出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。			579
	131	○男女別及び構造を、視覚障害者がわかりやすい位置に、触知案内図等で表示する。	◎男女別及び構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。	◎男女別及び構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。	580

			◎車椅子使用者用便房にはその旨を表示する標識が設けられていること。	◎車椅子使用者用便房にはその旨を表示する標識が設けられていること。	581
			◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房には、その旨を表示する標識が設けられていること。	◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房には、その旨を表示する標識が設けられていること。	582
	131	○視覚障害者誘導用ブロックは、壁面等に設置した触知案内図等の正面に誘導する。	○壁面等に触知案内図を設置した場合には、その正面に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	○壁面等に触知案内図を設置した場合には、その正面に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	583
	131	○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922の規格にあわせたものとする。	○点字を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	○点字を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	584
			○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0922にあわせたものとする。	○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0922にあわせたものとする。	585
	131	○触知案内図等は、床から中心までの高さを140cmから150cmとする。	○触知案内図等は、床から中心までの高さが140cmから150cmとなるよう設置する。	○触知案内図等は、床から中心までの高さが140cmから150cmとなるよう設置する。	586
			○一般トイレ内に車椅子使用者用簡易型機能便房、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるよう案内表示を行う。	○一般トイレ内に車椅子使用者用簡易型機能便房、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるよう案内表示を行う。	587
			◇車椅子使用者用簡易型便房を設置する場合は、簡易型と分かる表示をすることが望ましい。	◇車椅子使用者用簡易型便房を設置する場合は、簡易型と分かる表示をすることが望ましい。	588
音声案内	131	○視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。(設置の考え方、具体的な音声案内例は参考5-18を参照)	○便所出入口付近において、男女別等を知らせる音による案内装置を設置する。(設置の考え方、具体的な音声案内例は参考2-2-25を参照)	○便所出入口付近において、男女別等を知らせる音による案内装置を設置する。(設置の考え方、具体的な音声案内例は参考2-2-25を参照)	589
			◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。	◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。	590
その他の情報提供			◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。	◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。	591
小便器	131	○トイレ内に、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ35cm以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。	○便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ35cm以下の壁掛式小便器を1以上設置する。	○便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ35cm以下の壁掛式小便器を1以上設置する。	592
	131	◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。	◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。	◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。	593
	131	○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。	○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。	○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。	594
	131	◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。	◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。	◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。	595
大便器	132	○トイレ内に腰掛式便器を1以上設置した上、その便房の便器周辺には垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。	○便所内に腰掛式便器を1以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。	○便所内に腰掛式便器を1以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。	596
	132	◇便房の扉の握り手は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。	○便房の戸に握り手を設ける場合は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。	○便房の戸に握り手を設ける場合は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。	597
			○便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。	○便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。	598
			◇便房の戸は引き戸式(2枚式引き戸を含む)や折戸式等を採用することが望ましい。	◇便房の戸は引き戸式(2枚式引き戸を含む)や折戸式等を採用することが望ましい。	599
			◇便房の戸に引き戸式や折戸式を設ける場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。	◇便房の戸に引き戸式や折戸式を設ける場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。	600
			◇折戸や内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保し、外開き戸を設ける場合には、戸の開閉が円滑となるよう補助取っ手等を設ける。	◇折戸や内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保し、外開き戸を設ける場合には、戸の開閉が円滑となるよう補助取っ手等を設ける。	601



			◇腰掛式便器を設置する場合、原則として腰掛式便器を設置するすべての便房の便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。	◇腰掛式便器を設置する場合、原則として腰掛式便器を設置するすべての便房の便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。	602
	132	◇和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。	◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。	◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。	603
	132	○便房内には、杖や傘等を立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。	◇便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置することが望ましい。	◇便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置することが望ましい。	604
	132	◇弱者、色覚障害者等に配慮し、扉には確認しやすい大きさ、色(参考5-5 参照)により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。	◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色(参考2-2-5 参照)により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。	◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色(参考2-2-5 参照)により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。	605
	132	◇緊急時における聴覚障害者の安全確保の観点から、視覚的な警報装置を設置することが望ましい。		<b>「緊急時通報」の項目に移行したうえで、内容の充実を図る。</b>	606
	132	◇ 便房内に、スーツケースを持ち込むことが可能なスペースを確保することが望ましい。			607
オストメイト			◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられていること。	◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられていること。	608
			◎上記設備が設けられた便房にはその旨を表示する標識が設けられていること。	◎上記設備が設けられた便房にはその旨を表示する標識が設けられていること。	609
			○上記の水洗器具の1以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。	○上記の水洗器具の1以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。	610
			○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。	○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。	611
			◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水洗器具とすることができる。	◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水洗器具とすることができる。	612
			◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置することが望ましい。	◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置することが望ましい。	613
			◇施設内の他の場所に汚物流しを備えた便房がある場合は、その位置も案内することが望ましい。	◇施設内の他の場所に汚物流しを備えた便房がある場合は、その位置も案内することが望ましい。	614
洗面器	132	○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。	○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。	○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。	615
	132	◇洗面所の下部に、車椅子使用者の利用に配慮した空間を設けることが望ましい。	○車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75~80cm程度とする。	○車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75~80cm程度とする。	616
	132	◇蛇口は、上肢不自由者の使用を考慮し、センサー式、レバー式などとするが望ましい。	○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。	○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。	617
	132	◇3~4才児の利用に配慮し、上面の高さ55cm 程度のものを設けることが望ましい。	◇子供等の利用に配慮し、高さ55cm程度、奥行き45cm程度(吐水口に手が届きやすい)のものも設けることが望ましい。	◇子供等の利用に配慮し、高さ55cm程度、奥行き45cm程度(吐水口に手が届きやすい)のものも設けることが望ましい。	618
	132	◇鏡は、車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡を設置することが望ましい。			619
乳幼児設備	132	○乳児連れの人利用を考慮し、トイレ内に1以上、男女別を設けるときはそれぞれに1以上、大使用の便房内にベビーチェアを設置する。当該便房の扉には、ベビーチェアが設置されている旨の文字表示を行う。	○乳幼児連れの人利用を考慮し、トイレ内(男女別を設けるときはそれぞれ)に1以上、一般便房内にベビーチェアを設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。	○乳幼児連れの人利用を考慮し、トイレ内(男女別を設けるときはそれぞれ)に1以上、一般便房内にベビーチェアを設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。	620
	132	◇スペースに余裕がある場合には複数の便房に設置し、洗面所付近にも設置することが望ましい。		<b>【削除】</b> ◇スペースに余裕がある場合には、ベビーチェアを複数の便房に設置し、洗面所付近にも設置することが望ましい。	621

			○おむつ交換台を設置する。		○おむつ交換台を設置する。	622
			◇おむつ交換台を設置する場合、床面高さ70cm程度とする。また、正面開きタイプでは、幅80cm程度、奥行75 cm程度、側面開きタイプでは、幅70cm程度、奥行60cm程度とすることが望ましい。		◇おむつ交換台を設置する場合、床面高さ70cm程度とする。また、正面開きタイプでは、幅80cm程度、奥行75 cm程度、側面開きタイプでは、幅70cm程度、奥行60cm程度とすることが望ましい。	623
			◇おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。		◇おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。	624
床仕上げ	132	○ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。	◎滑りにくい仕上げとする。		◎滑りにくい仕上げとする。	625
	132	◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。	◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。		◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。	626
	132	○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。	○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。		○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。	627
呼び出しボタン(通報装置)	132	◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼び出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼び出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。		◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼び出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	628
器具等の形状・色・配置	132	◇視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026 の規格にあわせたものとする。	○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026 にあわせたものとする。		○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026 にあわせたものとする。	629
その他	132	◇一般便房の入口及びそこに至る通路幅は、車椅子使用者やスーツケースの移動を考慮したものとすることが望ましい。				630
簡易型多機能便房	133	○簡易型多機能便房は、小型の手動車椅子(全長約85cm、全幅約60cmを想定)で利用可能なスペースを確保する(正面から入る場合は奥行き190cm以上×幅90cm 以上のスペースと幅80cm 以上の出入口の確保、側面から入る場合は奥行き220cm 以上×幅90cm 以上のスペースと幅90cm 以上の出入口の確保が必要)。	○車椅子使用者用簡易型便房は、正面から入る場合は有効奥行き200cm 以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm 以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き180cm 以上、有効幅150cm 以上のスペースと有効幅80cm 以上の出入口を確保する。		○車椅子使用者用簡易型便房は、正面から入る場合は有効奥行き200cm 以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm 以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き180cm 以上、有効幅150cm 以上のスペースと有効幅80cm 以上の出入口を確保する。	631
	133	◇新設の場合等でスペースが十分取れる場合は、標準型の手動車椅子(全長約120cm、全幅約70cm を想定)で利用が可能なスペースを確保することが望ましい(正面から入る場合は上記と同様であるが、側面から入る場合は奥行き220cm以上×幅120cm 以上のスペースと幅90cm 以上の出入口の確保が必要)。また、簡易型多機能便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保することが望ましい。	○車椅子使用者用簡易型便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保する。		○車椅子使用者用簡易型便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保する。	632
	133	◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。	◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。		◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。	633
	133	○簡易型多機能便房には、腰掛式便器を設置する。便器の形状は、車椅子のフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。			<b>【削除】</b> ○簡易型多機能便房には、腰掛式便器を設置する。便器の形状は、車椅子のフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。	634
	133	◇便器に背もたれを設置することが望ましい。	◇便器に背もたれを設置することが望ましい。		◇便器に背もたれを設置することが望ましい。	635
	133	◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗装置を設置することが望ましい。			<b>【削除】</b> ○オストメイトのパウチ等の洗浄ができる洗浄装置を設置する。	636
					<b>【削除】</b> ◇関連技術や製品開発の進展を踏まえつつ、オストメイトのパウチ等の洗浄ができる温水洗浄装置を設置することが望ましい。	637
	133	○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼び出しボタン及び汚物入れを設置する。便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置を避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。	○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼び出しボタン及び汚物入れを設置する。		○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼び出しボタン及び汚物入れを設置する。	638



			○便器洗浄ボタンは、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサー式を設置する場合は、押しボタン式、手動式レバーハンドルなどと併設する。		○便器洗浄ボタンは、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサー式を設置する場合は、押しボタン式、手動式レバーハンドルなどと併設する。	639	
	133	○視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026の規格にあわせたものとする。	○視覚障害者や肢体不自由者等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026にあわせたものとする。		○視覚障害者や肢体不自由者等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026にあわせたものとする。	640	
	133	◇便器に腰掛けた状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように紙巻器を設置することが望ましい。	◇便器に腰掛けた状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように紙巻器を設置することが望ましい。		◇便器に腰掛けた状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように紙巻器を設置することが望ましい。	641	
	133	○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とする。とともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。	○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とする。とともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。		○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とする。とともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。	642	
	133	○便所の床、出入口には段を設けない。	○便所の床、出入口には段を設けない。		○便所の床、出入口には段を設けない。	643	
			◇状況に応じ、乳幼児連れ利用者が、本人の排せつだけでなく、乳幼児のおむつ交換や排せつ対応等が可能なスペース、及びベビーチェア、おむつ交換台等の乳幼児用設備を備えた便房とすることが望ましい。		◇状況に応じ、乳幼児連れ利用者が、本人の排せつだけでなく、乳幼児のおむつ交換や排せつ対応等が可能なスペース、及びベビーチェア、おむつ交換台等の乳幼児用設備を備えた便房とすることが望ましい。	644	
			◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページで情報を提供することが望ましい。		◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページで情報を提供することが望ましい。	645	
緊急時通報			◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備(フラッシュライト等)を備えることが望ましい。	【論点5】トイレのフラッシュライトについては、拠点空港では約4割が設置しており、拠点空港を除くその他の空港では設置が1空港のみとなっている。特に音声での情報を得られない聴覚障害者に対する異常時、緊急時の情報提供については課題があると考えられることから、音声情報の可視化について、望ましい整備内容として記述する。	◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備(フラッシュライト等)を備えることが望ましい。	646	
			◇フラッシュライト等を設置する場合には、便房内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することが望ましい。		◇フラッシュライト等を設置する場合には、便房内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することが望ましい。	647	
			◇フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、すべての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。		◇フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、すべての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。	648	
参考	134	6-1:トイレの配置例	6-1:トイレの配置例			649	
	135	6-2:複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合の多機能トイレの複数設置例	6-2:複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合の多機能トイレの複数設置例			650	
	136	6-3:小便器の手すり例	6-3:小便器の手すり例			651	
	136	6-4:和式便器の手すり例	6-4:和式便器の手すり例			652	
	136	6-5:杖・傘等のフック、手荷物棚の例	6-5:杖・傘等のフック、手荷物棚の例			653	
	137	6-6:簡易型多機能便房の例	6-6:簡易型多機能便房の例			654	
	137	6-7:簡易型多機能便房を可能な限り男女1ブース設置している事例	6-7:簡易型多機能便房を可能な限り男女1ブース設置している事例			655	
	138	6-8:JIS S0026(公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置及び器具の配置)抜粋	6-8:JIS S0026(公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置及び器具の配置)抜粋			656	
コラム			便器などのコントラストや便房の空き状況が分かる配慮の取組を追加。(成田空港の事例を予定)	現地調査の意見交換の内容を踏まえて追加。		657	
<b>(車椅子使用者便房)</b>							658
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	659	
案内表示	139	○多機能トイレの出入口付近には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した多機能トイレである旨を表示する。	◎出入口には車椅子使用者用便房が設けられていることを表示する標識を設ける。		◎出入口には車椅子使用者用便房が設けられていることを表示する標識を設ける。	660	
音声案内					<b>【削除】</b> ◇便房内の設備の配置がわかるように、音声案内を設けることが望ましい。	661	

出入口	139	○多機能トイレに入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。また、多機能トイレの位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。	◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口は、段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。また、設備の位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。		◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口は、段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。また、設備の位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。	662
	139	○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIST0921規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922 規格にあわせたものとする。	○点字を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。		○点字を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	663
			○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0922にあわせたものとする。		○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法はJIS T0922にあわせたものとする。	664
			◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。		◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。	665
ドア	139	○幅80cm 以上とする。	◎有効幅80cm 以上とする。		◎有効幅80cm 以上とする。	666
	139	◇幅90cm 以上とすることが望ましい。	◇有効幅90cm 以上とすることが望ましい。		◇有効幅90cm 以上とすることが望ましい。	667
			◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。		◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。	668
	139	○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。	○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。		○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。	669
	139	◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。	◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。		◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。	670
			○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する。		○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する。	671
			◇便房内の出入口の戸から70cm の範囲には、壁に付属物を設置しないことが望ましい。		◇便房内の出入口の戸から70cm の範囲には、壁に付属物を設置しないことが望ましい。	672
	139	○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。	○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。		○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。	673
139	○指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ(60cm～70cm 程度)のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。		○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ(60cm～70cm 程度)のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	674	
ドア開閉盤	139	○ドア開閉盤は、電動式ドアの場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるようドアから70cm 以上離して設置するなど配慮する。高さは100cm 程度とする。	○戸の開閉盤(開閉スイッチ)は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。		○戸の開閉盤(開閉スイッチ)は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。	675
			◇戸の開閉盤は、戸から70cm 以上離して設置し、その設置高さは100cm 程度とすることが望ましい。		◇戸の開閉盤は、戸から70cm 以上離して設置し、その設置高さは100cm 程度とすることが望ましい。	676
	139	○電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。	○電動式の戸の場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。		○電動式の戸の場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。	677
	139	○使用中である旨を表示する装置を設置する。	○使用中である旨を表示する装置を設置する。		○使用中である旨を表示する装置を設置する。	678
大きさ			◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。		◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	679
	139	○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には200cm 以上×200cm 以上のスペースが必要。)	○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には200cm ×200cm 程度のスペースが必要。)		○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には200cm ×200cm 程度のスペースが必要。)	680
	139	○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には220cm 以上×220cm 以上のスペースが必要。)	○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には220cm ×220cm 程度のスペースが必要。)		○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には220cm ×220cm 程度のスペースが必要。)	681
			◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース(220cm ×220cm 程度)を有する場合、便器横の移乗スペースを75cm以上を確保することが望ましい。		◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース(220cm ×220cm 程度)を有する場合、便器横の移乗スペースを75cm以上を確保することが望ましい。	682
便器	139	○便器は腰掛式とする。便器の形状は、車椅子のフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。	◎便器は腰掛式とする。		◎便器は腰掛式とする。	683



	139	○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。	○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。		○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。	684
	139	○便座の高さは40～45cmとする。	○便座の高さは40～45cmとする。		○便座の高さは40～45cmとする。	685
	139	○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。	○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。		○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。	686
			◇上肢が動かしにくい利用者に考慮し温水洗浄便座を設けることが望ましい。		◇上肢が動かしにくい利用者に考慮し温水洗浄便座を設けることが望ましい。	687
オストメイトの方への対応	139	○オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置する。	削除		<b>【削除】</b> ○オストメイトのパウチ等の洗浄ができる洗浄装置を設置する。	688
	139	◇上記の水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置すると望ましい。	削除		<b>【削除】</b> ◇上記の洗浄装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、温水が出る汚物流しを設置すると望ましい。	689
	139	◇汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けることが望ましい。	削除		<b>【削除】</b> ◇オストメイトの利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けることが望ましい。	690
	139	◇水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置することが望ましい。	削除		<b>【削除】</b> ◇洗浄装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置することが望ましい。	691
手すり	140	○手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で、握りやすいものとする。	◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房には、手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で、握りやすいものとする。		◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房には、手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で、握りやすいものとする。	692
	140	○壁と手すりの間隔は握った手が入るように5cm以上の間隔とする。	○壁と手すりの間隔は5cm以上の間隔とする。		○壁と手すりの間隔は5cm以上の間隔とする。	693
	140	○手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度とし、左右の間隔は70～75cmとする。	○手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度とし、左右の間隔は70～75cmとする。		○手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度とし、左右の間隔は70～75cmとする。	694
付属器具					<b>【削除】</b> ◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	695
			○すべての付属器具の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。		○すべての付属器具の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。	696
	140	○便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。	○便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。		○便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。	697
	140	○紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。	○紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。		○紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。	698
	140	○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とする。ともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。	○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とする。ともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。		○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とする。ともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。	699
	140	○手荷物を置ける棚などのスペースを設置する。	○手荷物を置ける棚などのスペースを設置する。(またはスペースを確保する)		○手荷物を置ける棚などのスペースを設置する。(またはスペースを確保する)	700
	140	◇小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。	◇小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。		◇小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。	701
洗面器	140	○車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。	○車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。		○車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。	702

	140	○車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上60cm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80cm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。	○車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75～80cm程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。		○車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75～80cm程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。	703
	140	○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。	○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。		○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。	704
	140	◇おむつ交換やおストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けることが望ましい。温水設備の設置にあたっては、車椅子での接近に障害とならないよう配慮				705
	140	○鏡は車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。	○鏡は車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。		○鏡は車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。	706
			◇洗面台周りに石鹸容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、仕上がり床面から80cm～100cm程度の操作可能な高さで、洗面台中央から75cm程度の範囲に設置することが望ましい。		◇洗面台周りに石鹸容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、仕上がり床面から80cm～100cm程度の操作可能な高さで、洗面台中央から75cm程度の範囲に設置することが望ましい。	707
汚物入れ	140	○汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。	○汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。		○汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。	708
			◇汚物入れは、おむつ交換台やおストメイト用の水洗装置から手の届く場所に設置することが望ましい。		◇汚物入れは、おむつ交換台やおストメイト用の水洗装置から手の届く場所に設置することが望ましい。	709
鏡	140	◇洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。	◇洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。		◇洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。	710
おむつ交換シート			◇おむつ交換シートが設置されている場合、床面高さ70cm程度とする。また、正面開きタイプでは、幅80cm程度、奥行75cm程度、側面開きタイプでは、幅70cm程度、奥行60cm程度とする。		◇おむつ交換シートが設置されている場合、床面高さ70cm程度とする。また、正面開きタイプでは、幅80cm程度、奥行75cm程度、側面開きタイプでは、幅70cm程度、奥行60cm程度とする。	711
	140	○乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。ただし、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。			【削除?】○乳幼児のおむつ替え用に乳幼児用おむつ交換シートを設置する。ただし、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。	712
	140	◇重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式のおむつ交換シートを設置することが望ましい。その場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。			【削除】 ◇重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式または収納式のおむつ交換シートを設置することが望ましい。その場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。	713
大型ベッド			◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。		◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。	714
			◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。		◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。	715
			◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。		◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。	716
床仕上げ	140	○ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。	◎滑りにくい仕上げとする。		◎滑りにくい仕上げとする。	717
	140	◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。	◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。		◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。	718
	140	○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。	○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。		○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。	719
呼出しボタン(通報装置)	141	○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。		○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	720
器具等の形状・色・配置	141	○視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026規格にあわせたものとする。	○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026にあわせたものとする。		○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026にあわせたものとする。	721
その他	141	◇ストッキングなどの履き替えや着替えのための床板やスツールなどの設置が望ましい。ただし、車椅子使用者が利用する際、障害とならないよう、設置方法等には十分配慮が必要である。				722
参考	142	6-9: 多機能トイレの例1(標準的なプラン)	6-9: 多機能トイレの例1(標準的なプラン)			723



	144	6-10:多機能トイレの例2(望ましいプラン)	6-10:多機能トイレの例2(望ましいプラン)		724
	146	6-11:多機能トイレへのカーテン設置について	6-11:多機能トイレへのカーテン設置について		725
コラム	143	・多機能トイレの便器脇手すり等の配慮事項	・多機能トイレの便器脇手すり等の配慮事項		726
<b>②案内所</b>					
	P	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>
考え方	147	案内所等のカウンターは、構造上、車いす利用者にとって利用しにくいものもある。特に、カウンターの高さや、蹴込みについて、考慮する必要がある。カウンターの下部は、車いす使用者のひざやフットサポートなどが当たらないよう配慮する。	<b>利用客にとって利用頻度が少なく非日常的な利用が行われる空港において、初めての旅客が安心して空港を利用するためには案内所が重要な役割を担う。</b> 案内所等のカウンターは、構造上、車いす利用者にとって利用しにくいものもある。特に、カウンターの高さや、蹴込みについて、考慮する必要がある。カウンターの下部は、車いす使用者のひざやフットサポートなどが当たらないよう配慮する。	<b>現地調査の結果を踏まえて一部内容を追記。</b>  <b>【論点8】鉄道駅等の他の交通旅客施設と比較して利用頻度が低く非日常的な空間であって、初めて利用する者も多いといった空港の特性を踏まえ、事前の情報提供や案内所機能の充実の重要性や、案内所機能の配置についての考え方を示すとともに、事例を紹介する。</b>	729
配置			<b>○案内所等を設ける場合は旅客の移動経路から見て、位置が分かりやすく、アクセスがしやすい適切な位置に配置する。</b>	<b>現地調査の内容を踏まえて追加。</b>  <b>【論点8】鉄道駅等の他の交通旅客施設と比較して利用頻度が低く非日常的な空間であって、初めて利用する者も多いといった空港の特性を踏まえ、事前の情報提供や案内所機能の充実の重要性や、案内所機能の配置についての考え方を示すとともに、事例を紹介する。</b>	730
出入口			○○参照		「第2部旅客施設共通ガイドライン 1. 移動経路に関するガイドライン ③乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口」(28ページ)参照
カウンター			◎乗車券等販売所、待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	<b>乗車券等販売所にチェックインカウンターを含む</b>	◎乗車券等販売所、待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
	147	○車椅子カウンターの蹴込みは高さ65cm 程度以上、奥行き45cm程度以上とする。	○カウンターの蹴込みの一部は高さ60cm 程度以上、奥行き40cm程度以上とする。		○カウンターの蹴込みの一部は高さ60cm 程度以上、奥行き40cm程度以上とする。
	147	○カウンターの一部は、車椅子使用者との対話に配慮して高さ75cm 程度とする。	○カウンターの一部は、車椅子使用者との対話に配慮して高さ75cm 程度とする。		○カウンターの一部は、車椅子使用者との対話に配慮して高さ75cm 程度とする。
			○カウンターのついたてまでの奥行きは、車椅子使用者との対話に配慮して30cm～40cm とする。		○カウンターのついたてまでの奥行きは、車椅子使用者との対話に配慮して30cm～40cm とする。
視覚障害者の誘導	147	○空港旅客施設出入口から案内所までは、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	○空港旅客施設出入口から案内所までは、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。		○カウンターの1 か所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
聴覚障害者の案内	147	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	◎乗車券等販売所、待合所及び案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。		◎乗車券等販売所、待合所及び案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。
	147	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	◎この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		◎この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。
	147	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		
			○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。
			○手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。		○手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。

コミュニケーションボード	147	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備することが望ましい。		◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備することが望ましい。	742
参考	148	6-12:カウンターの例				743
	148	6-13:筆談用具がある旨の表示例				744
	149	6-14:「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則(JIS T0103)」に記載されている絵記号の例				745
コラム	151	・中部国際空港の事例(コンセプトとデザイン 不慣れな人、困難な人への案内を得やすく。車いす利用者対応への徹底) ■案内を得やすいカウンター ■すべての案内所に	・中部国際空港の事例(コンセプトとデザイン 不慣れな人、困難な人への案内を得やすく。車いす利用者対応への徹底) ■案内を得やすいカウンター ■すべての案内所に	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例以外も含めて検討		746
			・羽田国際空港の事例 ■手話通訳(手話タッチで手話ができることを示している) ■手話テレビ ■ヒアリングループ	・アンケート調査結果よりヒアリングループ等は先進事例として紹介できると考えられる。		747
			・成田国際空港の事例 ■手話フォン	・現地調査で確認したコミュニケーション手段の先進事例として紹介。		748
<b>券売機</b>						749
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	750
					◎1以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。	751
高さ					◎主要なボタン及び金銭投入口は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。	752
					○主要なボタンは、110cm程度の高さを中心に配置する。	753
					○金銭投入口の高さは、110cm以下とすること。なお、券売機の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。	754
金銭投入口					○金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。	755
					◇金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。	756
蹴込み					○車椅子使用者が容易に接近できるよう、カウンター下部に高さ60cm程度以上の蹴込みを設ける。	757
					○車椅子使用者が券売機を操作できるように、蹴込みの奥行きは40cm程度とする。	758
呼吸装置					◇緊急時や故障時、問い合わせが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼出ボタンを設けることが望ましい。	759
					◇高齢者、障害者等が使用しやすい構造とすることが望ましい。	760
					◇聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害者の利用に配慮し、駅係員に連絡中である旨や駅係員が向かっている旨を表示する設備を設けることが望ましい。	761
障害者割引ボタン					◇障害者割引切符がある場合には、当該割引切符を示すボタンを配置することが望ましい。	762
画面					◇タッチパネル式の表示画面・操作画面及びボタン表示の配色については、参考2-2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の人の利用に配慮することが望ましい。	763



					◇タッチパネル式の表示画面・操作画面の文字はゴシック体で、できる限り大きな表示とすることが望ましい。	764
					◇表示画面・操作画面は、外光・照明の反射により、見にくくないよう配慮することが望ましい。	765
点字表示					○線状ブロックで誘導した券売機付近には、点字運賃表を設置する。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	766
					○点字運賃表の駅名の表示順序は50音順とすることを原則とし、見出しを設ける。	767
					◇点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等によりロービジョン者が容易に運賃を把握できるようにすることが望ましい。	768
					◇点字の上に文字が重ならないように配置することが望ましい。	769
ボタン					◇主要な点字ボタンの料金表示は、周辺との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト*)を大きくする等してロービジョン者の利用に配慮することが望ましい。	770
点字運賃表					○上記の点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。	771
					○手すりの点字表示は、はがれにくいものとする。	772
					○その他の視覚障害者を誘導する通路や傾斜路の手すり端部にも、当該通路や傾斜路の通ずる場所を点字で表示する。	773
					◎視覚障害者のために、手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。	774
					○上記手すりには、点字内容を文字で併記する。	775
テンキー					○タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置する。	776
					○テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する。	777
					◇機器メーカーと共同して統一化を図ることが望ましい。	778

**③休憩等のための設備** 779

	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン	
考え方	152	大規模な旅客施設においては、長距離移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩するための設備を設置することが必要である。また、乳幼児連れの旅客のための施設を配置することが望ましい。	大規模な旅客施設においては、長距離移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩するための設備を設置することが必要である。また、乳幼児連れの旅客のための施設を配置することが望ましい。			780
ベンチ等	152	○高齢者・障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ主な経路上に休憩のためのベンチ等を設ける。	◎高齢者・障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ休憩のためのベンチ等を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。		◎高齢者・障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ休憩のためのベンチ等を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	781
	152	◇ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とすることが望ましい。	◇ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とし、長距離の移動が困難となる利用者に配慮して適切な間隔で配置することが望ましい。		◇ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とし、長距離の移動が困難となる利用者に配慮して適切な間隔で配置することが望ましい。	782
待合室			○戸のある待合室を設ける場合には、その戸の有効幅を80cm以上とする。		○戸のある待合室を設ける場合には、その戸の有効幅を80cm以上とする。	783
	152	○待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー利用者等の利用に配慮し、130cm以上×75cm以上のフリースペースを設けることが望ましい。	◇待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー利用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。	<b>【確認】国交省ガイドラインでは望ましい整備内容。航空局ガイドラインでは従来標準的な整備内容としていたが、「望ましい」という文言との不一致があるため、望ましい整備内容として整理。</b>	◇待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー利用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。	784

水飲み台	152	○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。		○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	786	
	152	○車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmとする。壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。	○車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmとする。壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。		○車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmとする。壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。	787	
授乳室等	152	◇授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。	◇授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。		◇授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。	788	
コラム	152	成田国際空港の事例 ■キッズルーム内のトイレ設置	成田国際空港の事例 ■キッズルーム内のトイレ設置			789	
			成田国際空港の事例 ■コージールーム(救護室対応含む)	現地調査で確認した発達障害者のクールダウン・カームダウンのための設備を事例として紹介。 効果については検証中であることを注記		790	
<b>④その他の設備</b>						791	
	P	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	792	
考え方	153	旅客施設においては、急病の際に安静をとるための施設を配置することが望ましい。公衆電話は、車いす使用者にとっては金銭投入口やダイヤルの位置が高い場合には利用しにくく、また、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者及び外国人にとっては電話機の利用が困難である。電話の設置や通信機器が利用できる環境整備については、通信事業者が行う事項であるが、電話置台、電話機種への配慮が必要となる。聴覚障害者にとっては、緊急時等において、携帯電話のメール機能・インターネット機能を利用した情報の取得や外部との連絡手段の確保が有効であることに配慮が必要である。	旅客施設においては、急病の際に安静をとるための施設を配置することが望ましい。公衆電話は、車いす使用者にとっては金銭投入口やダイヤルの位置が高い場合には利用しにくく、また、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者及び外国人にとっては電話機の利用が困難である。電話の設置や通信機器が利用できる環境整備については、通信事業者が行う事項であるが、電話置台、電話機種への配慮が必要となる。聴覚障害者にとっては、緊急時等において、携帯電話のメール機能・インターネット機能を利用した情報の取得や外部との連絡手段の確保が有効であることに配慮が必要である。			793	
救護室	153	◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。	◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。		◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。	794	
AED	153	○誰もが分かりやすく使いやすい位置にAED(自動体外式除細動器)を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。	○誰もが分かりやすく使いやすい位置にAED(自動体外式除細動器)を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。		○誰もが分かりやすく使いやすい位置にAED(自動体外式除細動器)を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。	795	
環境 明るさ	153	○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。	○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。		○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。	796	
電話	153	○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。		○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。	797	
	高さ	153	○電話機の1台以上について、電話台の高さを70cm程度とし、電話置台の台下の高さを65cm程度以上とする。	○電話機の1台以上について、電話台の高さを70cm程度とし、電話置台の台下の高さを60cm程度以上とする。		○電話機の1台以上について、電話台の高さを70cm程度とし、電話置台の台下の高さを60cm程度以上とする。	798
	ボタン等の高さ	153	○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。	○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。		○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。	799
	蹴込み	153	○蹴込みの奥行きは45cm以上確保する。	○蹴込みの奥行きは45cm以上確保する。		○蹴込みの奥行きは45cm以上確保する。	800
	電話機	153	◇少なくとも1台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。	◇少なくとも1台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。		◇少なくとも1台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。	801
	153	◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。	◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。		◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。	802	
	153	○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。	○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。		○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。	803	
自動販売機	153	◇自動販売機を設置する場合は、車椅子使用者、子供、視覚障害者等が利用しやすい機器を選定することが望ましい。	◇自動販売機を設置する場合は、車椅子使用者、子供、視覚障害者等が利用しやすい機器を選定することが望ましい。			804	
FAX・通信環境等	153	◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆FAXを設置することや、携帯電話やPHS等が利用できる環境とすることが望ましい。	◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆FAXを設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。		◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆FAXを設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。	805	
コラム	153	・空港事例(成田国際空港ほか) ■電動乗用カートの導入	・空港事例(成田国際空港ほか) ■電動乗用カートの導入			806	
<b>⑤チェックインカウンター</b>						807	



	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	154	チェックインカウンターは、立位の利用者と車いす使用者の双方に配慮した高さ、形状等とする。また、車いす使用者の利用に配慮して別途低いカウンターを設けることが望ましい。	チェックインカウンターは、立位の利用者と車いす使用者の双方に配慮した高さ、形状等とする。また、車いす使用者の利用に配慮して別途低いカウンターを設けることが望ましい。		
カウンターの高さ	154	○カウンターは、立位の利用者及び車椅子使用者の利用の双方に配慮して高さを1.1m程度とする。	○カウンターは、立位の利用者及び車椅子使用者の利用の双方に配慮して高さを1.1m程度とする。		
	154	◇カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とすることが望ましい。	◇カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とすることが望ましい。		
カウンターの形状	154	◇カウンターは、立位の利用者の爪先やひざ、車椅子使用者のアクセスなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。	◇カウンターは、立位の利用者の爪先やひざ、車椅子使用者のアクセスなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。		
カウンターの蹴込み	154	◇車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とすることが望ましい。	◇車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とすることが望ましい。		
聴覚障害者の案内	154	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		
	154	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		
	154	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		
コミュニケーションボード	154	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。		
参考	154	6-15: チェックインカウンターの例			
<b>⑥搭乗改札口</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	155	各搭乗口の自動若しくはその他の改札口は、車いす使用者が円滑に通過できるよう配慮する。	各搭乗口の自動若しくはその他の改札口は、車いす使用者が円滑に通過できるよう配慮する。		
幅	155	○各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅80cm以上とする。	◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とする。		◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とする。
	155	◇各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅90cm以上とすることが望ましい。	◇各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅90cm以上とすることが望ましい。		
参考	155	6-16: 搭乗改札口の例			
<b>⑦国際線旅客検査施設</b>					
<b>●税関関係施設</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	156	出国税関検査カウンターは、“立ち寄り”の形態をとるため、車いす使用者にも対応できるように配慮する必要がある。また、出国税関検査は申告制であり、入国管理や検疫に比べ、検査人数も少ないことから、専用の記載台を設けず、カウンターで記載を行なうものとする。入国税関検査台は、利用者のみならず検査職員の作業効率も考えた形態とする。また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。	出国税関検査カウンターは、“立ち寄り”の形態をとるため、車いす使用者にも対応できるように配慮する必要がある。また、出国税関検査は申告制であり、入国管理や検疫に比べ、検査人数も少ないことから、専用の記載台を設けず、カウンターで記載を行なうものとする。入国税関検査台は、利用者のみならず検査職員の作業効率も考えた形態とする。また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。		
出国税関検査カウンター	156	○カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とする。	○カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とする。		
高さ	156	○立位の利用者用カウンターは、書類の記載・車椅子使用者の書類受け渡し等の場合も考慮し、高さを100cm程度とする。	○立位の利用者用カウンターは、書類の記載・車椅子使用者の書類受け渡し等の場合も考慮し、高さを100cm程度とする。		

形状	156	◇カウンターは、立位の利用者のつま先やひざ、車椅子利用者の寄り付きなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。	◇カウンターは、立位の利用者のつま先やひざ、車椅子利用者の寄り付きなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。		831
	蹴込み	156	○車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とする。	○車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とする。	832
入国税関検査台	156	○高さ65cm程度とする。	○高さ65cm程度とする。		833
記載台	156	○高さ100cm程度とする。	○高さ100cm程度とする。		834
	156	○車椅子使用者の利用に配慮して、高さ75cm程度、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上の記載台を設ける。	○車椅子使用者の利用に配慮して、高さ75cm程度、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上の記載台を設ける。		835
聴覚障害者の案内	156	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		836
	156	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		837
	156	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		838
コミュニケーションボード	156	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。		839
検査諸室等	156	○検査室、嚴重検査室トイレ、接遇室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとす。	○検査室、嚴重検査室トイレ、接遇室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとす。		840
参考	157	6-17: 出国税関検査カウンターの例	6-17: 出国税関検査カウンターの例		841
	157	6-18: 入国税関検査台の例	6-18: 入国税関検査台の例		842
	157	6-19: 記載台の例	6-19: 記載台の例		843

●出入国審査関係施設 844

	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
考え方	158	車いす使用者等のクランク形式の出入国審査ブースを通過困難な旅客に対し、当面、事務所側のクルー用通路で対応する。今後、車いす使用者等利用者の増加に応じて、専用通路の増設を検討する。その場合、専用通路は車いす使用者等が通行しやすい形状とし、それに対応したカウンター形状が必要になり、併せて、すり抜けや覗き込みに対して配慮する。	車いす使用者等のクランク形式の出入国審査ブースを通過困難な旅客に対し、当面、事務所側のクルー用通路で対応する。今後、車いす使用者等利用者の増加に応じて、専用通路の増設を検討する。その場合、専用通路は車いす使用者等が通行しやすい形状とし、それに対応したカウンター形状が必要になり、併せて、すり抜けや覗き込みに対して配慮する。		846
通路	158	○車椅子使用者等が通り抜けられるよう、幅90cm以上の直線の通路を1箇所以上設け、カウンターの高さ、形状は車椅子利用者に配慮する。	○車椅子使用者等が通り抜けられるよう、幅90cm以上の直線の通路を1箇所以上設け、カウンターの高さ、形状は車椅子利用者に配慮する。		847
記載台	158	○税関関連施設の記述を参照。	○税関関連施設の記述を参照。		848
聴覚障害者の案内	158	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		849
	158	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		850
	158	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		851
コミュニケーションボード	158	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。		852



検査諸室等	158	○口頭審理室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。	○口頭審理室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。		853	
参考	159	6-13:車いす使用者等が通行可能な出入国審査ブースの例	6-13:車いす使用者等が通行可能な出入国審査ブースの例		854	
<b>●検査関係施設</b>						
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	
考え方	160	検査検査ブースでは、当面、車いす使用者等に対し、クルー専用通路で対応する。今後、車いす使用者等の増加に応じて専用通路の増設を検討することとする。その場合、専用通路は車いす使用者等が通行しやすい形状とし、それに対応したカウンター形状が必要になる。また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。	検査検査ブースでは、当面、車いす使用者等に対し、クルー専用通路で対応する。今後、車いす使用者等の増加に応じて専用通路の増設を検討することとする。その場合、専用通路は車いす使用者等が通行しやすい形状とし、それに対応したカウンター形状が必要になる。また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。		857	
通路	160	○車椅子使用者等が通り抜けられるよう、幅90cm以上の直線の通路を1箇所以上設け、カウンターの高さ、形状は車椅子利用者に配慮する。	○車椅子使用者等が通り抜けられるよう、幅90cm以上の直線の通路を1箇所以上設け、カウンターの高さ、形状は車椅子利用者に配慮する。		858	
記載台	160	○税関関連施設の記述を参照。	○税関関連施設の記述を参照。		859	
聴覚障害者の案内	160	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		860	
	160	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		861	
	160	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		862	
コミュニケーションボード	160	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。		863	
検査諸室等	160	○健康相談室、予防接種室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。	○健康相談室、予防接種室に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。		864	
参考	160	6-14:車いす使用者等が通行可能な検査検査ブースの例	6-14:車いす使用者等が通行可能な検査検査ブースの例		865	
<b>●植物・動物検査関係施設</b>						
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>	
考え方	161	植物・動物検査検査カウンターは、“立ち寄り”の形態をとるため、車いす使用者にも対応できるように配慮する必要がある。また、植物・動物検査は検査と書類手続きが同時に実施されることが多いことから、専用の記載台を設けず、カウンターで記載を行なうものとする。また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。	植物・動物検査検査カウンターは、“立ち寄り”の形態をとるため、車いす使用者にも対応できるように配慮する必要がある。また、植物・動物検査は検査と書類手続きが同時に実施されることが多いことから、専用の記載台を設けず、カウンターで記載を行なうものとする。また、聴覚障害者とのコミュニケーションへの配慮も同様である。		868	
植物・動物検査カウンター	高さ	161	○カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とする。	○カウンターの一部は、車椅子使用者の利用に配慮して高さを75cm程度とする。		869
	形状	161	○立位の利用者用カウンターは、書類の記載・車椅子使用者の書類受け渡し等の場合も考慮し、高さを100cm程度とする。	○立位の利用者用カウンターは、書類の記載・車椅子使用者の書類受け渡し等の場合も考慮し、高さを100cm程度とする。		870
	蹴込み	161	◇立位の利用者のつま先やひざ、車椅子利用者の立ち寄りなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。	◇立位の利用者のつま先やひざ、車椅子利用者の立ち寄りなどを考慮して、天板から下の部分に余裕を持たせる構造が望ましい。		871
		161	○車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とする。	○車椅子使用者が利用できる高さ75cm程度のカウンターは、蹴込みの高さ65cm以上、奥行45cm以上とする。		872
聴覚障害者の案内	161	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。	○筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。		873	

	161	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。	○この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。		874
	161	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。	○筆談用具がある旨の表示については、係員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。		875
コミュニケーションボード	161	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。	◇言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。		876
検査諸室等	161	○輸出検査室(植物検疫)、輸出入検査室(動物検疫)に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。	○輸出検査室(植物検疫)、輸出入検査室(動物検疫)に至る移動経路や出入口の有効幅、構造、室内や什器等の寸法等については、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。		877
参考	161	6-15: 植物・動物検疫検査カウンターの例	6-15: 植物・動物検疫検査カウンターの例		878
コラム	162	(コラム)中部国際空港の事例 (コンセプトとデザイン 不慣れな人、困難な人への案内を得やすく。車いす使用者対応の徹底) ■CIQエリアで初の車いす使用者対応審査台	(コラム)中部国際空港の事例 (コンセプトとデザイン 不慣れな人、困難な人への案内を得やすく。車いす使用者対応の徹底) ■CIQエリアで初の車いす使用者対応審査台	前回の改定から10年が経過している。中部国際空港の事例も含めて検討	879
<b>⑧乗降場</b>					
	P	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>
考え方	163	旅客ターミナルビル前では、空港へのアクセス及び空港に到着した旅客が、バス、タクシー、自家用車などの他の自動車交通との乗換えを行なうために、車寄せ(ビル前カーブサイド及びアイランド)が設置される。設置に当たっては、高齢者、身体障害者、妊産婦等の利用にも配慮することが必要である。	旅客ターミナルビル前では、空港へのアクセス及び空港に到着した旅客が、バス、タクシー、自家用車などの他の自動車交通との乗換えを行なうために、車寄せ(ビル前カーブサイド及びアイランド)が設置される。設置に当たっては、高齢者、身体障害者、妊産婦等の利用にも配慮することが必要である。また、リフト付き車両やUDタクシーの乗入も増加しているが、後部から乗降を行う車種においては車椅子使用者の車道での乗降が必要となるため適切な構造を採用する必要がある。	【論点7アンケートの結果より、UDタクシーが乗り入れている空港は約4割である一方で、専用の乗降場を設けている空港は少なく、多くの空港において一般のタクシー乗降場又は身体障害者乗降場を利用している。UDタクシーやリフト付き車両の利用の拡大を踏まえ、特に後部からの乗降を行う車種について安全な乗降が可能となるよう配慮して乗降場を確保すべきことを明記する。	882
設置する施設	163	○車寄せには、旅客のアクセス使用状況等考慮の上、バス乗降場、タクシー乗降場及び一般自家用車乗降場を設置するとともに、身体障害者用の乗降場(停車施設)を設置する。	○車寄せには、旅客のアクセス使用状況等考慮の上、バス乗降場、タクシー乗降場及び一般自家用車乗降場を設置するとともに、身体障害者用の乗降場(停車施設)を設置する。		883
構造			◇タクシー乗降場及び一般自家用車乗降場では、車いす使用者が安全に車両への乗降ができるように、車いす使用者が車道に降りることができる構造を設けることが望ましい。 ◇上記の構造を設けた箇所では、車椅子使用者の乗降が可能スペースを確保することが望ましい。	【論点7】アンケートの結果より、UDタクシーが乗り入れている空港は約4割である一方で、専用の乗降場を設けている空港は少なく、多くの空港において一般のタクシー乗降場又は身体障害者乗降場を利用している。UDタクシーやリフト付き車両の利用の拡大を踏まえ、特に後部からの乗降を行う車種について安全な乗降が可能となるよう配慮して乗降場を確保すべきことを明記する。	884
仕上げ	163	○車寄せの床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	○車寄せの床の表面は、滑りにくい仕上げとする。		885
視覚障害者誘導用ブロック	163	○カーブサイドに配置されるバス・タクシー乗降場から、旅客ターミナルビルの出入口を経て案内所に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなどの方法により、視覚障害者の誘導を行なう。	○カーブサイドに配置されるバス・タクシー乗降場から、旅客ターミナルビルの出入口を経て案内所に至る経路上に視覚障害者の誘導動線を設定し、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなどの方法により、視覚障害者の誘導を行なう。		886
	163	○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。	○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。		887
横断歩道	163	○乗降場に行くために車道を横切る必要がある場合は横断歩道等を設け、歩行の安全に配慮する。	○乗降場に行くために車道を横切る必要がある場合は横断歩道等を設け、歩行の安全に配慮する。		888
屋根	163	○身体障害者乗降場には屋根またはひさしを設ける。その際、雨や雪に濡れずに乗降できるよう、軒の高さや張り出しなどについて十分注意する。	○身体障害者乗降場には屋根またはひさしを設ける。その際、雨や雪に濡れずに乗降できるよう、軒の高さや張り出しなどについて十分注意する。		889
	163	◇その他バス、タクシー、一般自家用車乗降場にも屋根・ひさしを設けることが望ましい。	◇その他バス、タクシー、一般自家用車乗降場にも屋根・ひさしを設けることが望ましい。		890
雨水溝ふた	163	○雨水溝を設ける場合は、車椅子の前輪や白杖等が落ち込むことのないよう配慮する。	○雨水溝を設ける場合は、車椅子の前輪や白杖等が落ち込むことのないよう配慮する。		891



運行情報の案内	163	◇バス乗り場等には、行先などの運行情報を点字・音声等で表示するとともに、弱視者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。	◇バス乗り場等には、行先などの運行情報を点字・音声等で表示するとともに、弱視者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。		892
時刻表	163	◇乗降場の時刻表(バスターミナル以外のバス停のものを含む。)には、ノンステップバス等の運行時間を分かり易く表示することが望ましい。	◇乗降場の時刻表(バスターミナル以外のバス停のものを含む。)には、ノンステップバス等の運行時間を分かり易く表示することが望ましい。		893
参考	164	6-23:乗降場の例	6-23:乗降場の例		894
	164	6-24:乗降場(身体障害者停車施設)の例	6-24:乗降場(身体障害者停車施設)の例		895
	165	6-25:乗降場(身体障害者停車施設)の例	6-25:乗降場(身体障害者停車施設)の例		896
コラム	164	・成田国際空港の事例 ■ノンステップバスの導入			897
			・UDタクシーの概要	アンケート調査のUDタクシーの状況を踏まえて、UDタクシー及び乗降の配慮についての内容を追加。	898
			・羽田国際空港の事例 ■車椅子使用者等に配慮したタクシー乗降場		899
<b>身体障害者用停車施設</b>					
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>
位置	163	○旅客ターミナルビル出入口に近い位置に、身体障害者用停車施設を一以上設ける。	○旅客ターミナルビル出入口に近い位置に、身体障害者用停車施設を一以上設ける。		901
寸法	163	○身体障害者が円滑に乗降できるよう、車両への乗降部は、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とする。	○身体障害者が円滑に乗降できるよう、車両への乗降部は、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とする。		902
	163	◇リフト付き車両など後方から乗降する車両の利用を考慮すると、一部の停車ますについては、奥行を6m以上とすることが望ましい。	<b>削除</b>		903
			◇さらに車体後部からスロープの出る車両の利用状況等を考慮して、奥行8m以上とすることが望ましい。	<b>【論点7】アンケートの結果より、リフト付き車両に配慮した奥行き6m以上の駐車枠を設けている空港は約1割であり、8m以上の乗降ゾーンを設けている空港は約3割である。リフト付き車両の普及を踏まえ、身障者用駐車枠の望ましい奥行き寸法について、アクセシビリティガイドラインの内容も踏まえ、現行6mを8mに見直す。</b>	904
段差解消	163	○身体障害者用停車施設の車寄せと車道の境については、車椅子使用者が円滑に移動でき、かつ視覚障害者が境界を判断できるよう、2cmの段差を標準とし、2cm未満とする場合は、視覚障害者が識別できる構造とする。	○身体障害者用停車施設の車寄せと車道の境については、車椅子使用者が円滑に移動でき、かつ視覚障害者が境界を判断できるよう、2cmの段差を標準とし、2cm未満とする場合は、視覚障害者が識別できる構造とする。		905
表示	163	○身体障害者用停車施設である旨を、国際シンボルマーク等を用いて、見やすい高さに表示する。	○身体障害者用停車施設である旨を、国際シンボルマーク等を用いて、見やすい高さに表示する。		906
<b>⑨駐車場</b>					
<b>身体障害者駐車施設</b>					
	<b>P</b>	<b>旧(現行)</b>	<b>新(変更案)</b>	<b>備考</b>	<b>国交省ガイドライン</b>
考え方	166	駐車場には、身体障害者用駐車施設を設けるとともに、空港旅客施設までの移動経路の移動円滑化や、身体障害者用トイレの設置などについても配慮するものとする。	駐車場には、身体障害者用駐車施設を設けるとともに、空港旅客施設までの移動経路の移動円滑化や、身体障害者用トイレの設置などについても配慮するものとする。 <b>また、近年では、福祉車両等が活用される機会が増えてきており、車両の後部から乗り降りする場合を考慮したスペースの確保が望まれる。</b>	<b>福祉車両等の普及に伴い一部内容を追記。</b>	907
設置数	166	○自動車駐車場の全駐車台数が200台以下の場合全駐車台数の1/50以上、200台を超える場合は全駐車台数の1/100+2台以上を設ける。	○自動車駐車場の全駐車台数が200台以下の場合全駐車台数の1/50以上、200台を超える場合は全駐車台数の1/100+2台以上を設ける。		908
設置位置	166	○空港旅客施設の出入口に近く、かつアプローチや利用する上で便利な位置に配置する。	○空港旅客施設の出入口に近く、かつアプローチや利用する上で便利な位置に配置する。		909

寸法	166	○駐車ますの寸法は、幅3.5m以上、奥行5m以上とする。	○駐車ますの寸法は、幅3.5m以上、奥行5m以上とする。		915
	166	◇リフト付き車両など後方から乗降する車両の利用を考慮すると、一部の駐車ますについては、奥行を6m以上とすることが望ましい。	◇リフト付き車両など後方から乗降する車両の利用を考慮すると、一部の駐車ますについては、奥行を6m以上とすることが望ましい。		916
			◇さらに車体後部からスロープの出る車両の利用状況等を考慮して、奥行8m以上とすることが望ましい。奥行き8mを確保することが困難な場合において、同規模の停車用スペースを確保して乗降を行った上で駐車を行う等の運用上の対応が想定される。	UDタクシーや福祉車両の利用に考慮した項目を追加。AGL、都条例等を踏まえて記載。  【論点7】アンケートの結果より、リフト付き車両に配慮した奥行き6m以上の駐車枠を設けている空港は約1割であり、8m以上の乗降ゾーンを設けている空港は約3割である。リフト付き車両の普及を踏まえ、身障者用駐車枠の望ましい奥行き寸法について、アクセシビリティガイドラインの内容も踏まえ、現行6mを8mに見直す。	917
案内誘導表示	166	○身体障害者用駐車施設である旨を、国際シンボルマーク等を用いて、見やすい高さに表示する。	○身体障害者用駐車施設である旨を、国際シンボルマーク等を用いて、見やすい高さに表示する。		918
	166	○ 駐車場入口部には、身体障害者用駐車施設の有無、位置などがわかる案内表示を行なう。また身体障害者用駐車施設まで適切な案内誘導表示を行なう。	○ 駐車場入口部には、身体障害者用駐車施設の有無、位置などがわかる案内表示を行なう。また身体障害者用駐車施設まで適切な案内誘導表示を行なう。		919
連絡手段	166	○身体障害者用駐車施設付近には、施設管理者等への連絡方法(電話番号など)を見やすい文字、高さに表示する。	○身体障害者用駐車施設付近には、施設管理者等への連絡方法(電話番号など)を見やすい文字、高さに表示する。		920
	166	◇身体障害者用駐車施設付近には、施設管理者等に連絡できるインターフォンや内線電話などの設備を設けることが望ましい。	◇身体障害者用駐車施設付近には、施設管理者等に連絡できるインターフォンや内線電話などの設備を設けることが望ましい。		921
<b>身体障害者用停車施設</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
設置	166	◇立体駐車場については、状況により身体障害者用停車施設を設けるよう配慮する。			924
<b>身体障害者用駐車施設から空港旅客施設に至る経路</b>					
	P	旧(現行)	新(変更案)	備考	国交省ガイドライン
出入口	166	○歩行者の出入口のうち主要なものの有効幅は120cm以上、その他については90cm以上とする。	○歩行者の出入口のうち主要なものの有効幅は120cm以上、その他については90cm以上とする。		927
	166	○戸を設ける場合、主要なものについては有効幅1.2m以上の自動開閉式(引戸が望ましい)とし、その他についても、有効幅1.2m以上とする。	○戸を設ける場合、主要なものについては有効幅1.2m以上の自動開閉式(引戸が望ましい)とし、その他についても、有効幅1.2m以上とする。		928
	166	○共に、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とする。	○共に、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とする。		929
通路	166	○身体障害者用駐車施設と空港旅客施設を結ぶ主要な歩行者の通路については、有効幅を2m以上とし、車椅子使用者が円滑に移動できるようにするとともに、平たんで滑りにくい構造とする。	○身体障害者用駐車施設と空港旅客施設を結ぶ主要な歩行者の通路については、有効幅を2m以上とし、車椅子使用者が円滑に移動できるようにするとともに、平たんで滑りにくい構造とする。		930
エレベーター	166	○身体障害者用駐車施設のある階と、空港旅客施設への歩行者の出入口が異なる場合は、エレベーターを設けるものとする。ただし、構造上やむをえない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。	○身体障害者用駐車施設のある階と、空港旅客施設への歩行者の出入口が異なる場合は、エレベーターを設けるものとする。ただし、構造上やむをえない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。		931
	166	○エレベーターは、「第4章⑥昇降機(エレベーター)」に示す基準を準用する。	○エレベーターは、「第4章⑥昇降機(エレベーター)」に示す基準を準用する。		932
傾斜路	166	○傾斜路を設ける場合は、「第4章④傾斜路(スロープ)」に示す基準を準用する。	○傾斜路を設ける場合は、「第4章④傾斜路(スロープ)」に示す基準を準用する。		933
階段	166	○階段を設ける場合は、「第4章⑤階段」に示す基準を準用する。	○階段を設ける場合は、「第4章⑤階段」に示す基準を準用する。		934
屋根	167	○身体障害者用駐車施設を屋外に設ける場合は、屋根またはひさしを設ける。	○身体障害者用駐車施設を屋外に設ける場合は、屋根またはひさしを設ける。		935
	167	○身体障害者用駐車施設から空港旅客施設に至る経路に屋外部分がある場合は、屋根またはひさしを設ける。	○身体障害者用駐車施設から空港旅客施設に至る経路に屋外部分がある場合は、屋根またはひさしを設ける。		936



	167	○設置にあたっては、雨や雪がかからないよう、高さや軒の出などについて十分考慮する。	○設置にあたっては、雨や雪がかからないよう、高さや軒の出などについて十分考慮する。		937
トイレ	167	○身体障害者用駐車施設を設ける際にトイレを設ける場合は、「第6章①トイレ」に示す基準を準用する。	○身体障害者用駐車施設を設ける際にトイレを設ける場合は、「第6章①トイレ」に示す基準を準用する。		938
視覚障害者誘導用ブロック	167	○駐車場と空港旅客施設の間の主要な通路など、視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなどの方法により視覚障害者の誘導を行なう。	○駐車場と空港旅客施設の間の主要な通路など、視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなどの方法により視覚障害者の誘導を行なう。		939
	167	○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。	○視覚障害者誘導用ブロックは、「第5章②視覚障害者誘導用ブロック」の「形状」「色彩」「材質」等に示す基準を準用する。		940
	167	◇視覚障害者の移動の円滑化のために、今後の技術開発の動向を勘案の上、音響・音声等による案内方式を考慮する。	◇視覚障害者の移動の円滑化のために、今後の技術開発の動向を勘案の上、音響・音声等による案内方式を考慮する。		941
照明施設	167	○高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設を設ける。ただし、夜間の当該路面の照度が十分確保される場合は、この限りではない。	○高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設を設ける。ただし、夜間の当該路面の照度が十分確保される場合は、この限りではない。		942
積雪・寒冷地対応	167	◇屋根・ひさしなどを設置する場合は、積雪荷重や落雪処理などに十分配慮することが望ましい。	◇屋根・ひさしなどを設置する場合は、積雪荷重や落雪処理などに十分配慮することが望ましい。		943
	167	◇駐車場内通路や空港旅客施設への経路などにおいて、積雪または凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しい支障が生じよう、十分配慮することが望ましい。	◇駐車場内通路や空港旅客施設への経路などにおいて、積雪または凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しい支障が生じよう、十分配慮することが望ましい。		944
参考	168	6-26: 身体障害者用駐車場の整備イメージ	6-26: 身体障害者用駐車場の整備イメージ		945
コラム	170	・関西国際空港の事例 ■踏み段にストライプの配色(緑色)を施すことで、動く速度が視覚的に認識ができる。	・関西国際空港の事例 ■踏み段にストライプの配色(緑色)を施すことで、動く速度が視覚的に認識ができる。		946